

第4期

秦野市地域福祉計画案

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)



令和3年(2021年)3月

秦野市

「誰もが豊かに安心して暮らせるはだの」の実現を目指して

市長のことば

令和3年（2021年）3月

秦野市長 高橋 昌和

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景	1
2 「地域共生社会」の実現に向けた国の動き	2
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	6
第2章 地域を取り巻く状況	7
1 世帯構成と世帯人員の推移	7
2 年齢3区分別の人口割合の推移	7
3 将来の年齢3区分別の人口割合の推移	8
4 総人口に占める高齢者数・割合の推移	8
5 要介護（要支援）認定者数の推移	9
6 障害者数の推移	10
7 出生児の推移	10
8 ひとり親家庭等の推移	11
9 生活保護受給世帯数・受給者数の推移	11
10 成年後見制度の状況	11
11 自治会加入状況	13
12 ボランティア団体の状況	13
13 財政状況	14
14 地域福祉についての意識調査	15
第3章 前計画の検証と課題	20
1 これまでの取組み	20
2 前計画の課題のまとめ	24
3 計画策定に向けた重点課題	25
第4章 秦野市の福祉が目指すもの	26
1 基本理念	26
2 基本目標	27
3 施策の体系	28
第5章 施策の推進	33
1 包括的な支援体制の構築	33
(1) より身近な相談体制の充実	33
(2) 地域の相談支援機関への支援の充実	38
(3) 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化 ..	40

(4) 権利擁護支援体制の強化.....	52
(5) 安心できる福祉サービスの提供.....	58
2 みんなで支えあう地域づくり.....	61
(1) 地域共生社会の理念の周知.....	61
(2) 社会参加・交流の促進.....	64
(3) 地域福祉を担う人材の育成.....	72
(4) 地域における見守りの推進.....	74
(5) 社会福祉法人等による公益的活動の促進.....	77
(6) 避難行動要支援者の把握・支援体制の推進.....	78
第6章 計画の推進体制.....	81
1 市の体制.....	81
2 社会福祉協議会との連携.....	81
3 市民・地域団体・サービス事業者との連携.....	82
4 進行管理.....	83
資料編.....	84
1 計画の策定経過.....	84
2 計画策定の体制.....	86
3 秦野市社会福祉審議会諮問・答申.....	89

凡例 「*」の付いた用語は、用語解説に説明を掲載しています。同一ページに複数回記載のある場合には、最初の用語にのみ付けています。

※()括弧書きは、第5章施策の推進のみ、記載しています。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 本格的な人口減少、少子・超高齢社会の進行

本市を取り巻く社会環境は、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の進行や情報化の推進、また、地震・風水害の大規模自然災害への備えなど、複雑かつ多様化しています。

このような課題への対応に加えて、新型コロナウイルス感染症が市民の生活様式や地域経済に大きな影響を及ぼしています。日常の暮らしや地域活動に対して、交流自粛の閉塞感が漂う一方で、地域福祉関係者・団体、福祉サービス事業者は感染症対策等で試行錯誤を重ねながら、多くの市民の地域生活を支えるなど、地域社会を取り巻く環境は、これまでとは大きく変化してきました。

(2) 地域での支えあいやコミュニティ形成の重要性

少子・超高齢化に加えて、核家族化や単身世帯の増加、雇用の流動化等を背景として、世帯構成、地域コミュニティなどが急速に変化しています。

また、インターネットの普及により、SNS^(※1)などを通じて様々な人々といつでもどこでもコミュニケーションをとることが可能になった一方で、日常生活における不安や悩みを気軽に相談し、小さな変化に周囲が気づき支えるという人間関係を築くことが難しくなっています。

このような中、誰にも相談できない状況が続くことで、地域生活課題が更に深刻化する事例が顕在化しています。

(3) 分野を超えた福祉サービス提供の必要性

これまでの社会福祉制度は、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者など、地域生活課題を抱える対象者・分野ごとに福祉サービスの充実を図ってきました。

しかし、介護と育児を同時に担うダブルケア^(※2)、高齢の親とひきこもりの子どもに代表される、いわゆる「8050問題」^(※3)、生活困窮など、複数の分野にわたる地域生活課題を同時に抱える世帯の増加により、対象者・分野ごとに整備されてきた従来の福祉サービスでは、対応が困難な事例が顕在化しています。

※1 SNS (Social Networking Serviceの略) …通信ネットワークを通じてつながりの場を提供するサービス

※2 ダブルケア…晩婚化、晩産化等を背景に、育児期にある者(世帯)が親の介護も同時に担う状況のこと

※3 8050問題…「80」代の親が、「50」代の子どもの生活を支え、こうした親子が社会から孤立する問題のことで、若者のひきこもりが長引き、介護や貧困で生活が立ち行かない深刻な事態も生じている

2 「地域共生社会」の実現に向けた国の動き

(1) 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた「地域共生社会」の実現

「地域共生社会」は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、「子ども、高齢者、障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる社会」とされています。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係性を超えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指しています。

(2) 社会福祉法の改正

平成29年6月に改正された社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する主体や解決すべき事項の範囲について明確化されています。

まず、地域福祉を推進する主体として、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉事業を行う者の第三者を「地域住民等」と規定し、一人ひとりの市民も市内で社会福祉事業を行う団体も、地域福祉を主体的に推進する一員であるとしています。(第4条第1項)

また、地域福祉の推進に当たって、「地域生活課題」を、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護・介護予防、保健医療、住まい、就労、教育という広範囲に及ぶ課題としています。(第4条第2項)

社会福祉に関する活動を行う者に対しては、サービス利用者からの相談を通じて地域生活課題を把握したときは、「支援機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない」としており、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援を行うための「つなぐ役割」が求められています。(第106条の2)

更に、地域住民等と支援を行う関係機関の相互協力が円滑に行われ、必要な支援が包括的に提供される体制を整備するよう、市に具体的な役割が求められています。(第106条の3)

また、令和2年6月には、市町村の相談体制を更に強化するため、社会福祉法等の一括改正がされ、「断らない相談」では、関係機関との協働により、属性や年齢を問わずに相談を受け止め、「参加支援」では、就労、学習など多様な形の社会参加を促し、「地域づくり」では参加のきっかけづくりから交流までを一体的に実施することが求められています。包括的な相談体制に加えて、制度の狭間で孤立した人や家庭を把握し、専門職等が継続して伴走支援することが重視されています。

(3) 成年後見制度の利用促進

超高齢社会において、認知症高齢者など判断能力が十分でない人の日常生活や財産管理を社会全体で支えあうことは喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。今後、成年後見制度の重要性は高まることが予想されますが、成年後見制度はまだまだ浸透しておらず、十分に利用されているとはいえない状況です。

そこで、国は、全国どの地域に住んでいても、必要な人が制度を利用できる体制整備を進めるため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）」及び「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）」を策定しました。

この法律では、市町村は国の基本計画を勘案し、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めるとされています。

Memo 成年後見制度とは？

成年後見制度は、後見人等が、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守り、支える制度です。具体的には、本人に代わって、財産を管理したり、契約を結んだりします。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」2つがあります。

また、法定後見制度には、後見、保佐、補助の三つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。類型によって、後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。

【法定後見制度】

すでに判断能力が不十分なときに、申立てにより家庭裁判所が選任した後見人等が、本人に代わって財産管理や契約締結などを行い、支援する制度

類 型	判 断 能 力
後 見	全くない
保 佐	著しく不十分
補 助	不十分

【任意後見制度】

将来、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ後見人となる人を定めておく制度

3 計画の位置付け

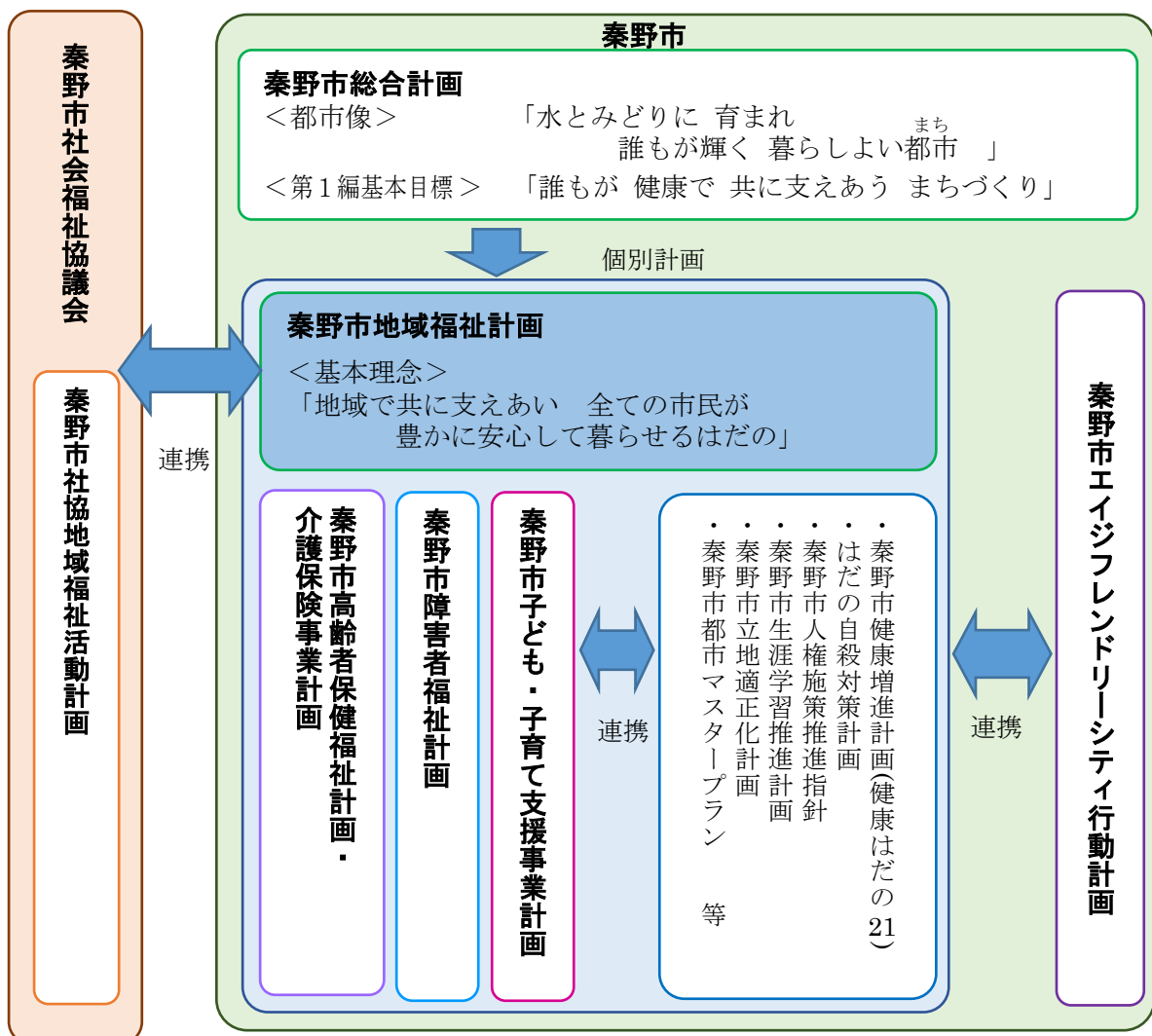
(1) 法的位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。更に、国における動向等を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第23条に基づく、市としての「成年後見制度利用促進基本計画」及び社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を含めた計画として策定します。

(2) 他計画との関係性

社会福祉法第107条では、地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むこととされています。

「秦野市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の個別計画を総括する上位計画として本計画を位置付け、施策を総合的かつ効果的に推進します。



(3) SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）^(※) の理念にも対応するもの
とします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本目標	施策の方向性	主なSDGs
1 包括的な支援体制の構築	(1) より身近な相談体制の充実	1. 3. 11
	(2) 地域の相談支援機関への支援の充実	1. 3. 11. 17
	(3) 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化	1. 2. 3. 10. 11. 17
	(4) 権利擁護支援体制の強化	3. 5. 10. 11. 16
	(5) 安心できる福祉サービスの提供	1. 3. 10. 11
2 みんなで支えあう地域づくり	(1) 地域共生社会の理念の周知	1. 3. 5. 10. 11
	(2) 社会参加・交流の促進	3. 11. 17
	(3) 地域福祉を担う人材の育成	3. 8. 11
	(4) 地域における見守りの推進	3. 10. 11. 16. 17
	(5) 社会福祉法人等による公益的活動の促進	1. 3. 11
	(6) 避難行動要支援者の把握・支援体制の推進	3. 11. 17

※ SDGs…Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称のことで、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットで構成する世界共通の目標

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年とします。

年 度	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
秦野市総合計画			はだの2030プラン 前期基本計画（5年）				
秦野市地域福祉計画			第4期（5年）				
秦野市エイジフレンドリー シティ行動計画			第1期（5年）				
秦野市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			第8期（3年）				
秦野市障害者福祉計画			第5期（5年）				
秦野市子ども・子育て支援 事業計画			第2期（5年）				
はだの男女共同参画プラン			第4期（5年）				
秦野市健康増進計画 （健康はだの21）			第4期（5年）				
はだの自殺対策計画			第1期（5年）				
秦野市社協 地域福祉活動計画			第5期（5年）				

第2章 地域を取り巻く状況

1 世帯構成と世帯人員の推移

(単位：人)

年	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
総人口	168,142	168,317	170,145	167,378	164,961
世帯数	63,437	65,607	69,373	69,778	72,313
世帯人員	2.65	2.57	2.45	2.40	2.28

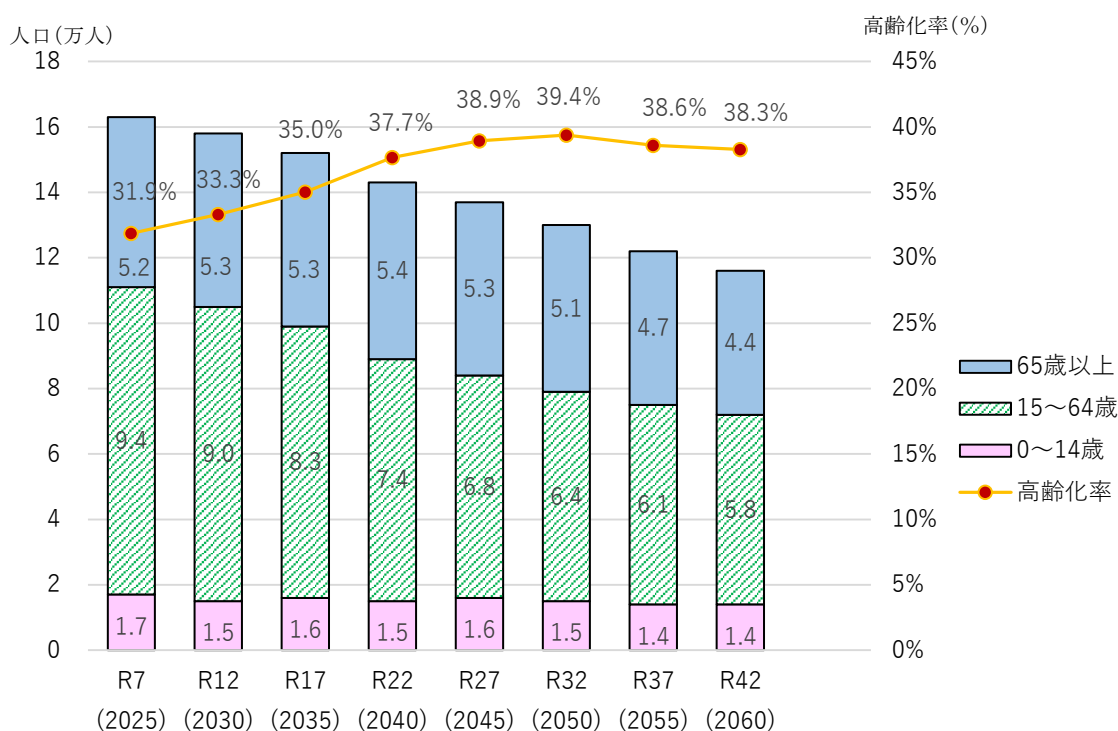
出典：平成27年（2015年）までは国勢調査（総務省）、令和2年の総人口は平成27年国勢調査結果に毎月の住民基本台帳の異動を加え推計した数値

2 年齢3区別の人口割合の推移

年	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
総人口	168,317人	170,145人	167,378人	164,961人
年少人口の割合 (0～14歳未満)	13.1%	12.6%	11.9%	11.1%
生産年齢人口の割合 (15～64歳未満)	71.1%	67.0%	61.1%	59.1%
老年人口の割合 (65歳以上)	15.8%	20.4%	26.1%	29.8%
【参考】後期高齢者 (75歳以上)の割合	6.5%	8.3%	10.7%	14.1%

出典：秦野市新総合計画人口データ。10月1日の人口、ただし、令和2年は1月1日の人口（割合は年齢不詳分を除いたもの）

3 将来の年齢3区別の人口割合の推移



出典：秦野市政策人口（各年1月1日現在）

4 総人口に占める高齢者数・割合の推移

(単位：人)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
総人口	163,610	162,900	162,141	161,625	161,283
【参考】年少人口 (0~14歳未満)	20,338	19,882	19,463	19,041	18,608
【参考】生産年齢人口 (15~64歳未満)	100,272	98,331	96,647	95,656	94,873
老年人口 (65歳以上)	43,000	44,687	46,031	46,928	47,802
高齢化率	26.3%	27.4%	28.4%	29.0%	29.6%
前期高齢者 (65~74歳)	25,540	26,108	26,145	25,814	25,501
後期高齢者 (75歳以上)	17,460	18,579	19,886	21,114	22,301

出典：住民基本台帳（各年度9月末日現在）

5 要介護（要支援）認定者数の推移

(単位：人)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)
認定者総数	6,263	6,176	6,416	6,624	6,793
要支援 1	487	409	440	430	474
要支援 2	701	540	582	635	653
要介護 1	1,205	1,312	1,413	1,397	1,378
要介護 2	1,316	1,294	1,324	1,444	1,522
要介護 3	975	971	1,027	1,057	1,108
要介護 4	835	900	910	887	920
要介護 5	744	750	720	774	738

出典：秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（各年度9月末日現在）

※ 要介護（要支援）認定とは、介護保険サービス利用希望者が介護の必要な状態であるか、また、どれくらい介護を必要としているかを介護認定審査会が審査判定し、各市町村が認定すること。予防的な支援が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けられる。要介護5が最も介護が必要な状態。

6 障害者数の推移

(単位：人)

年	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)
身体障害者	4,715	4,672	4,674	4,799	4,895
知的障害者	1,238	1,270	1,329	1,361	1,455
精神障害者	1,170	1,240	1,302	1,381	1,475
自立支援医療 支給認定者	2,307	2,401	2,518	2,642	2,803

出典：秦野市障害者福祉計画（各年3月末日現在）

- ※ 身体障害者とは身体障害者手帳を所持する方、知的障害者とは療育手帳を所持する方、精神障害者とは精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- ※ 自立支援とは、精神障害を持ち、入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度

7 出生児の推移

(単位：人)

年	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)
出生児	1,151	1,056	1,007	897	847

出典：統計はだの（各年12月末日現在）

8 ひとり親家庭等の推移

(単位：人)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
母子家庭	1,751	1,749	1,740	1,769	1,778
父子家庭	136	134	138	139	133
養育者家庭	50	51	53	48	47
合計	1,937	1,934	1,931	1,956	1,958

※ 子育て総務課把握数（各年度4月1日現在）

9 生活保護受給世帯数・受給者数の推移

(単位：人)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
生活保護 受給世帯	1,403	1,424	1,443	1,453	1,499
生活保護 受給者	1,808	1,807	1,824	1,825	1,852

出典：主要な施策の成果報告書（各年度3月末日現在）

10 成年後見制度の状況

(1) 成年後見制度利用者数

(単位：人)

年	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
R1	308	63	11	13	395

出典：横浜家庭裁判所資料

1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補

助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

- 2) 本資料は、令和元年12月末日時点で横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ。）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異動訂正が生じることがある。
- 3) 2) の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。
なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。
- 4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

(2) 65歳以上及び65歳未満の成年後見制度利用者数

(単位：人)

年	65歳以上	65歳未満	合計
R1	196	199	395

出典：横浜家庭裁判所資料

- 1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 2) 本資料は、令和元年12月末日時点で横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ。）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異動訂正が生じることがある。
- 3) 2) の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。
なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。
- 4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

(3) 成年後見関係事件の許容件数

(単位：人)

年	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人選任	合計
R1	28	3	1	2	34

出典：横浜家庭裁判所資料

- 1) 本資料は、横浜家庭裁判所（管内支部を含む。）の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち平成31年1月から令和元年12月までに認容で終局した事件を対象として集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異動訂正が生じることがある。
- 2) 1) の事件には、本人の住所地が神奈川県外であるものの数は計上していない。
- 3) 本人の住所地は、令和元年12月末日時点で事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。本人が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

1.1 自治会加入状況

(単位：人)

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
総世帯数	71,501	69,769	70,348	70,978	71,597
加入世帯数	46,087	45,886	45,482	45,103	44,638
自治会数	242	242	241	240	240
加入率	64.46%	65.77%	64.65%	63.55%	62.35%

出典：秦野市自治会長名簿（各年度4月1日現在）

1.2 ボランティア団体の状況

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
グループ登録数	109グループ	107グループ	109グループ	110グループ	107グループ
グループ登録者数	6,393人	5,497人	5,277人	5,147人	4,897人
個人登録者数	227人	205人	186人	175人	162人

出典：ボランティアセンター（秦野市社会福祉協議会）登録数

1.3 財政状況

本市の平成21年度(2009年度)と令和元年度(2019年度)の一般会計決算を比較すると、歳入総額は、約446億円から約501億円に増加していますが、歳入の根幹となる市税が約14億円減少したことなどから、自主財源比率^(※1)は65.7パーセントから54.2パーセントに減少しています。歳出総額は、約427億円から約485億円に増加しており、性質別及び目的別で見ると、扶助費^(※2)が約62億円、民生費^(※3)が約92億円と大きく増加しています。

行政需要が複雑・多様化していく中で、今後も、生産年齢人口の減少等に伴う市税の減収や超高齢社会の進行による社会保障費(扶助費など)の増加が見込まれることから、これまで以上に厳しい財政状況となります。

しかし、このような状況下にあっても、健康・福祉・子育て施策などを着実に実施するため、自助・共助・公助による地域福祉を推進する必要があります。

(1) 一般会計の歳入 (単位：億円)

区 分	平成21年度 (2009年度)	令和元年度 (2019年度)
歳入総額	445.9	500.7
うち市税	244.9	230.8
自主財源比率	65.7%	54.2%

*自主財源比率は、千円単位の金額に基づき算出

(2) 一般会計の歳出(性質別経費の状況) (単位：億円)

区 分	平成21年度 (2009年度)	令和元年度 (2019年度)
歳出総額	427.1	485.1
義務的経費	226.5	266.9
人件費	99.7	89.6
扶助費	83.1	145.1
公債費 ^(※4)	43.7	32.2
物件費・維持補修費・補助費等	114.4	116.7
投資的経費 (普通建設事業費、災害復旧費等)	29.0	38.7
繰出金・その他	57.2	62.8

(3) 一般会計歳出総額に占める民生費 (単位：億円)

区 分	平成21年度 (2009年度)	令和元年度 (2019年度)
民生費	140.2	232.1

※(1)～(3)の表は、秦野市ホームページ決算概要に基づき作成し、各年度決算額

※1 自主財源比率…歳出総額のうち、市税や使用料など市が自主的に収入できる財源の割合

※2 扶助費…社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障害者、生活困窮者等に対する支援に係る経費

※3 民生費…福祉などのための経費

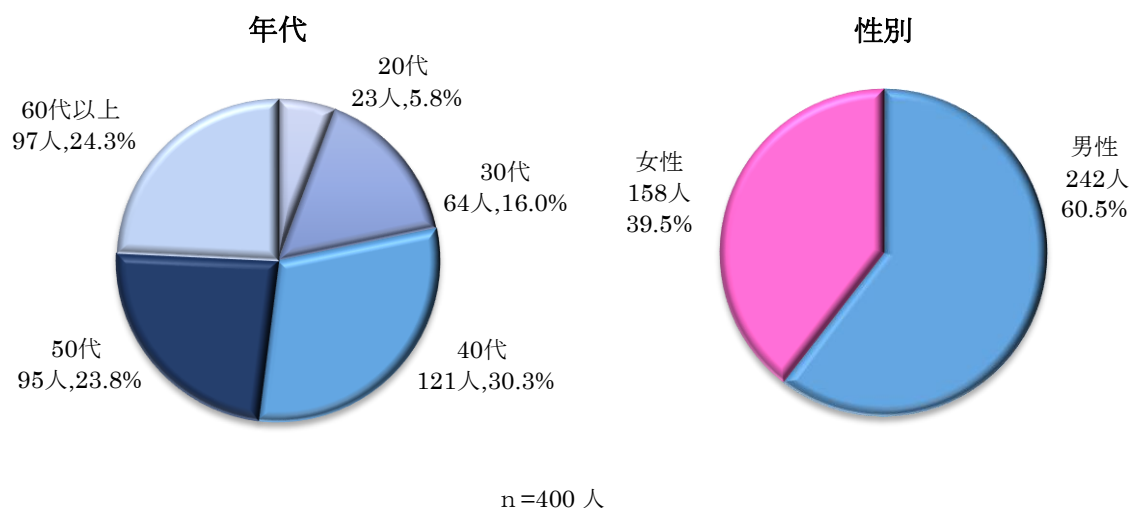
※4 公債費…市債の元金及び利子の償還に係る経費等

1.4 地域福祉についての意識調査

本計画の策定に当たり、全ての市民が豊かに安心して暮らし続けることができる仕組みの一層の充実を図るため、令和元年度及び令和2年度に、本市のネット調査会社に登録する市内全域の各400人を対象に、地域福祉課題及び地域における助けあい等の項目について、Webアンケート調査を実施しました。

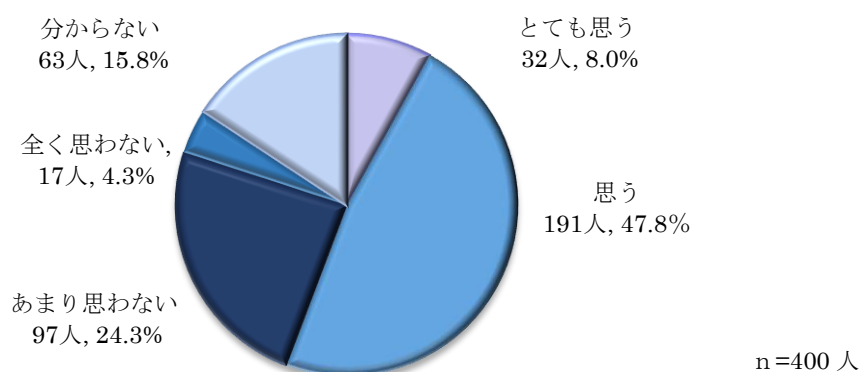
(1) 令和元年度の調査

調査方法	ネット調査
調査期間	令和元年6月21日～6月27日



ア 地域における助けあい

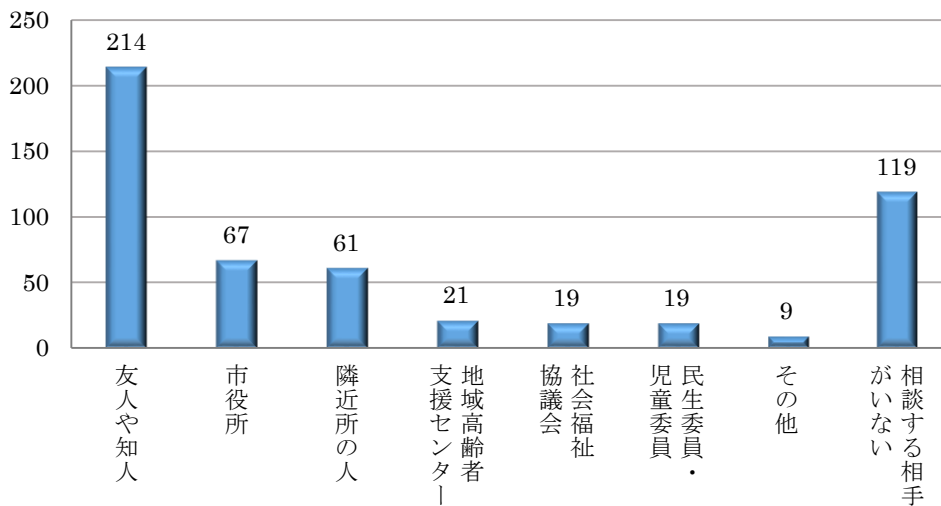
Q1. 地域で困りごとを抱えている人や世帯に対し、何かできることがあれば支援をしたいと思いませんか。



イ 困ったときの相談相手

Q2. あなたが困ったときや、不安を感じたときに、家族以外に相談できる相手は誰（どこ）ですか。（複数回答）

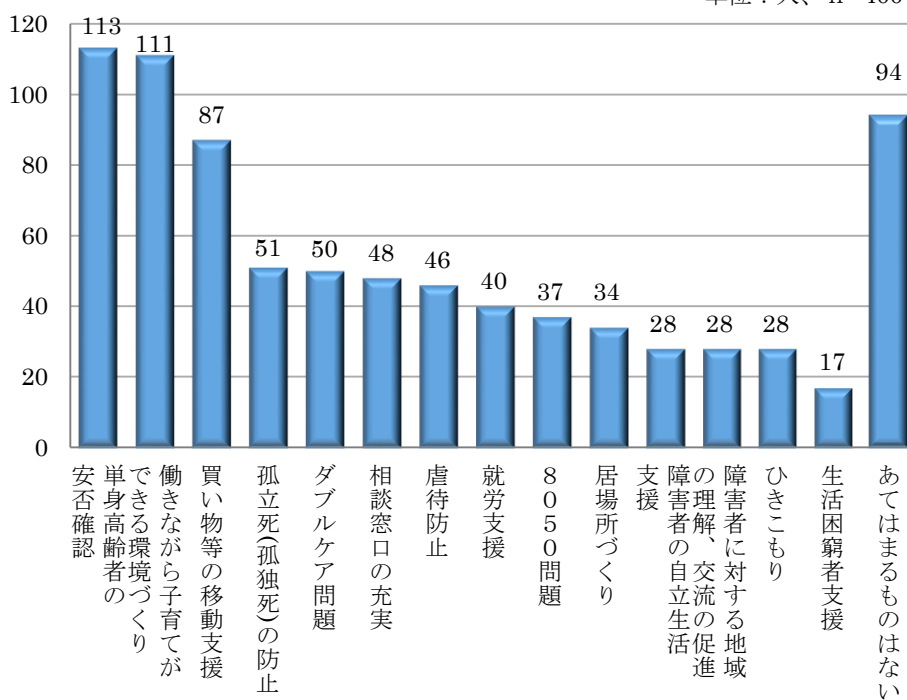
単位：人、n=400人



ウ 地域生活課題

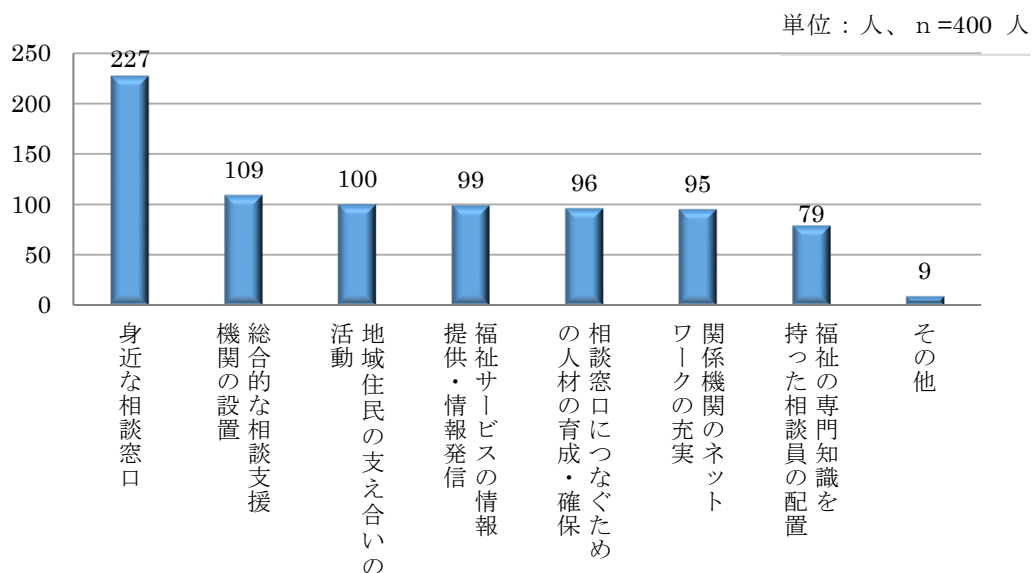
Q3. あなたの地域で優先的に解決しなければならない生活課題はありますか。（3つまで）

単位：人、n=400人



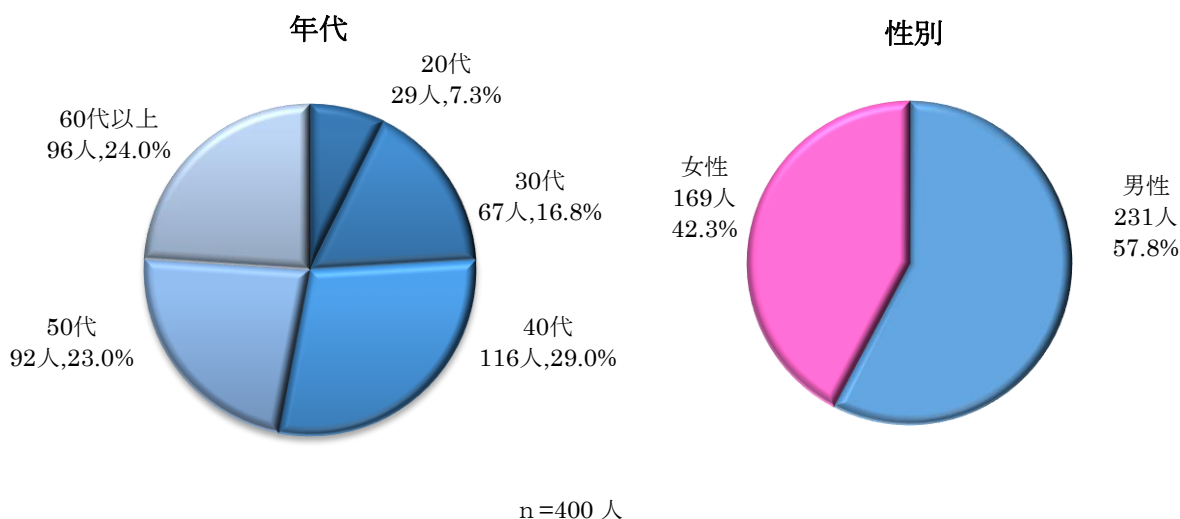
エ 地域生活課題の解決方法

Q 4. あなたの地域における様々な生活課題を解決するための効果的な方法は何だと考えますか。(複数回答)



(2) 令和2年度の調査

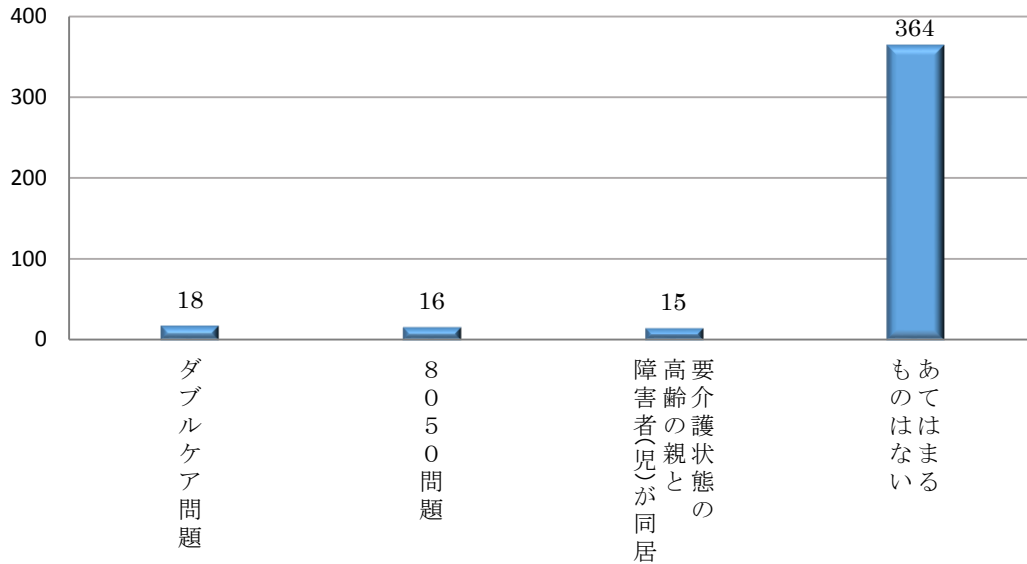
調査方法	ネット調査
調査期間	令和2年10月23日～10月30日



ア 複合的な課題

Q 1. あなたの身近に複合的な課題で悩んでいる方はいますか。

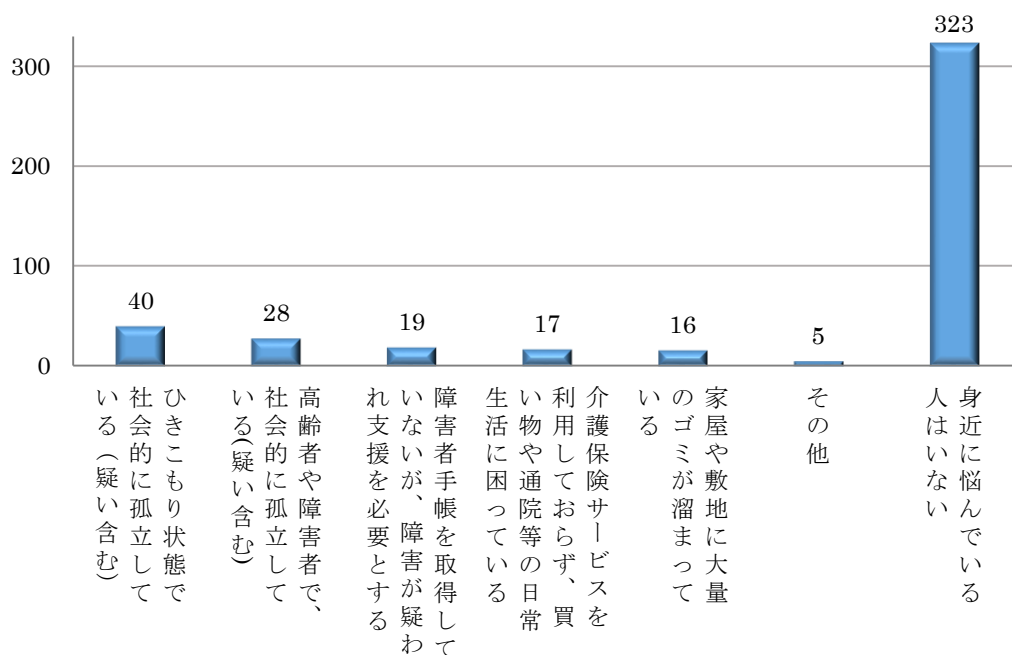
単位：人、n=400人



イ 制度の狭間の課題

Q 2. あなたの身近に次のような「制度の狭間の課題」で悩んでいる方はいますか。

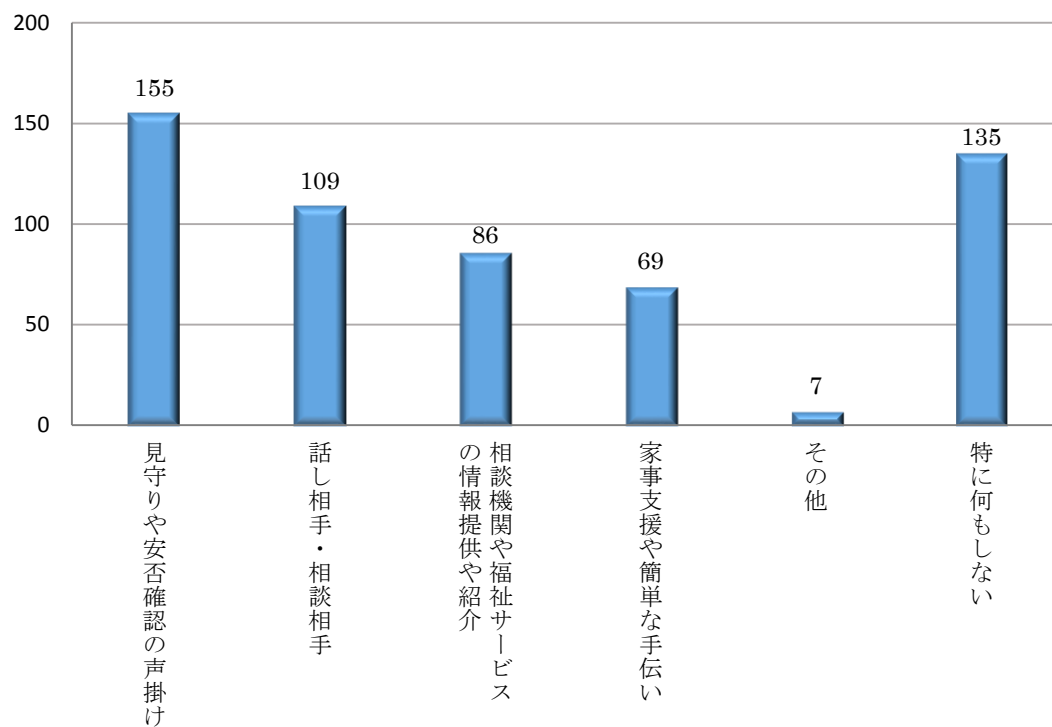
単位：人、n=400人



ウ 悩んでいる家庭への支援

Q3. 「制度の狭間の課題」、「複合的な課題」で悩んでいる家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか。

単位：人、n=400人



第3章 前計画の検証と課題

1 これまでの取組み

(1) 地域で自立し、ともに支え助けあうまちづくり

ア 地域福祉の理念の普及

(7) 福祉に関する意識の啓発と教育の推進

小・中学校における福祉体験プログラム、福祉教室、認知症サポーター養成講座や中学生・高校生のボランティア体験学習の実施により、地域と連携しながら、自ら直接体験し、学ぶことにより、福祉への理解を深め、思いやりの心を育むことに取り組みました。また、講演会やホームページ等を活用して、人権意識の向上を図るため、普及啓発を行いました。

(4) 心のバリアフリー化の推進

障害のある市民とない市民が共に過ごす機会を増やし、地域交流事業を実施し、障害者への理解や配慮が市民一人ひとりに広がるよう、心のバリアフリー^(※)化の促進に取り組みました。

イ 地域福祉を担う人材の確保と育成

手話・外出支援・傾聴・保育のボランティア講座等を開催し、また、地域の高齢者の要支援者等の訪問型サービスを担う「認定ヘルパー」や地域の支えあい活動として、移動が困難な人を支援する「地域支えあい型認定ドライバー」育成するなど、地域福祉活動を担う人材を育成しました。

ウ 地域福祉活動の充実と支援

(7) 地域活動の強化

秦野市社会福祉協議会のボランティアセンターや市民活動サポートセンター、老人クラブ、シルバー人材センター等の運営により、地域福祉活動を支援しました。また、地域における通いの場や介護予防活動を行う団体等の活動を支援しました。そして、地域子育て支援拠点事業については、市内7か所目となる「ぽけっと21ミライエ」を平成29年に新たに開設したほか、鶴巻地区すんでよかったまちづくり協議会が運営する市民運営型子育てサロン「ちっちゃなて」に対し、令和元年度から同事業を委託化するなど、地域の子育て支援活動の充実を図りました。

※ 心のバリアフリー…高齢者・障害者等の困難を知り、自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、社会参加に積極的に協力する活動

(1) 地域活動拠点への支援と設置の促進

平成29年7月に「西地区ふれあい館^(※1)」、平成30年4月に「おおねふれあい館」が開設され、まちづくり拠点交付金を交付するなど、地域活動拠点へ支援しました。

(2) 分かりやすく、利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

ア 相談体制の充実

はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」において、生活困窮者の包括的かつ継続的な自立支援事業を実施するなど、総合相談を行っています。

高齢者に対しては、地域高齢者支援センターが総合相談の窓口を設置し、平成30年度から生活支援コーディネーター^(※2)、認知症地域推進員^(※3)を配置し、相談機能を強化しました。また、平成29年10月には障害者の相談、就労、地域活動の支援を行う地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」や令和元年には子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関と連携した相談体制の充実を図りました。

イ 福祉サービスが利用しやすい仕組みづくり

地域高齢者支援センターが行う地域ケア会議^(※4)等により、介護、医療、福祉等の関係機関との連携を推進しました。

また、ホームページ等を活用するとともに、「子育てサポートブック」や「障害福祉制度ガイドブック」、「高齢者ガイドブック」など、福祉サービスをまとめた冊子を作成し、情報提供の充実を図りました。

ウ 福祉ニーズの把握、権利擁護への支援

福祉ニーズ及び地域生活課題の複合化・複雑化が進んでいますが、的確なサービスを提供し、支援するため、相談支援機関が連携することで、相談窓口の充実を図りました。

また、高齢や障害等により、判断能力が不十分な方が成年後見制度を適切に利用できるよう、秦野市社会福祉協議会に委託する「成年後見利用支援センター」が地域高齢者支援センター等の関係機関と連携し、普及啓発や相談支援を行うとともに、障害者の成年後見制度の利用拡大を目指す「NPO法人総合福祉サポートセンターはだの」を支援しました。

※1 西地区ふれあい会館…令和2年8月29日に完成した西中学校体育館と西公民館を複合化した多機能型施設へ移転

※2 生活支援コーディネーター…高齢者の生活支援にかかる地域ニーズや地域資源の把握を行い、地域の様々な活動をつなげてよりよいまちづくりを行うコーディネーター

※3 認知症地域支援推進員…認知症の医療や介護の専門知識及び経験を有する専門職で、認知症の人やその家族への相談支援、必要なサービスが提供されるための関係機関との調整などを行い、各地域高齢者支援センターに配置されている者

※4 地域ケア会議…地域ケア会議とは地域の課題抽出や個別ケースの検討を行う会議であり、参加者は地域高齢者支援センター、民生委員・児童委員、自治会、リハ専門職、ケアマネ等です。

(3) 安全で安心して暮らせるまちづくり

ア 要支援者等の把握、支援体制の整備

ひとり暮らし高齢者や避難行動要支援者^(※)の安否確認や情報伝達等について、地域高齢者支援センター、介護支援専門員、自治会・自主防災会、民生委員・児童委員等と連携・情報共有を図りながら、災害時における地域の支援体制の円滑な推進に取り組みました。

イ 虐待の予防・防止

(7) 児童虐待の防止

子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付時から専門職による面接を行うとともに、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援事業の実施により、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援により、児童虐待の防止に取り組みました。

(4) 障害者虐待の防止

障害者虐待防止センターにおいて、関係機関と連携して、早期発見・迅速な対応と支援を行うとともに、広報啓発活動や研修会を実施することにより、障害者虐待の防止に取り組みました。

(7) 高齢者虐待の防止

市と地域高齢者支援センターが協力し、地域ケア会議等の活用や警察、介護支援専門員、施設などの関係機関との連携を図るなど、早期発見、迅速な支援に取り組みました。高齢者の虐待は、認知症による行動障害が起因することがあることから、認知症サポーターを養成し、医療につながりにくい方は認知症初期集中支援チームによる対応を実施するなど、地域で認知症の人や家族を支援する体制を推進しました。

※ 避難行動要支援者・・・高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者

(4) 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

ア 住民相互の交流の促進

就学前の子どもに集団生活を経験させ、健全育成を図るとともに、親子で交流を深めるコミュニティ保育を実施する団体の活動を支援しました。また、神奈川県と協働し、ひきこもり家族を支援するため、専門性を持った相談員による相談や、セミナー及び個別の相談会を開催するなど、社会からの孤立を防ぎ、社会参加に向けた支援を行いました。

そして、高齢者の地域での仲間づくりやつながりを深めるサロン^(※1)活動及びいきがい型デイサービスを行う団体の活動を支援するとともに、保健福祉センターや公民館等で介護予防の普及啓発に取り組みました。

イ 心身の健康維持の促進

(7) 健康づくりの推進

市民が気軽に健康づくりに取り組めるよう、市民体操である「はだのさわやか体操」を普及啓発し、身近な地域で健康づくりを実践できる環境整備や体操普及ボランティアの養成を行いました。また、介護予防や生活支援サービスなど多様なサービスの充実を図り、住民主体の通いの場や定期的に身体を動かす機会を増やすことで、高齢者の運動や栄養など心身機能の改善に取り組みました。

(4) 自殺対策の推進

自殺予防やこころの健康についての普及啓発に取り組むとともに、小学校での命の授業や中学校での赤ちゃんふれあい体験を行うことにより、命を大切にし、心を育む教育を実施しました。また、悩んでいる人に気づき、適切な対応を図るゲートキーパー^(※2)を養成し、自殺の未然防止に取り組みました。

※1 サロン…地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動

※2 ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人で、いわば「命の門番」とも位置づけられる人

2 前計画の課題のまとめ

(1) 地域で支えあう仕組みの充実

様々な生活環境の変化により、子育ての支援や見守りだけでなく、電球交換等のちょっとした家事の手伝いなどが必要となることがあります。地域の中で、互いにそうした支えあいを行うことができる仕組みの構築や活動への支援が求められています。

(2) 地域で支えあう人材の育成・支援

地域活動を担う自治会や民生委員・児童委員等は、高齢化や固定化等の課題を抱え、地域コミュニティの活性化に影響が及んでいます。

地域活動を担う人材の次世代の担い手を発掘・育成するため、子育てや仕事で地域活動への参加が少なかった世代への働きかけや参加手段の多様化、民間活力を活用した取組みが求められています。

(3) 地域福祉活動の支援

ちょっとした気遣いや支えあいが、地域での生活をより良いものとしめます。こうした活動がしやすい環境を整え、支援していくことが必要です。そのため、地域福祉活動を中核的に推進する社会福祉協議会や民生委員・児童委員に対する活動支援が求められています。

(4) 交流を通じた地域づくり

少子・超高齢化を背景に、人間関係が希薄化し、孤立し、誰にも相談できずに、生活困窮などの地域生活課題が深刻化する事例が顕在化しています。孤立を防ぐため、地域社会への参加を促すなど、地域とのつながりをもつことが必要です。気軽に参加できるイベントや集いの場等の交流のきっかけを提供することが求められています。

(5) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

防災・防犯に向けた取組みは、地域全体で取り組むことが必要です。災害などの緊急時に助けあえるよう、普段からの付き合いを継続的に行う仕組みづくりが求められています。

(6) 情報提供の充実

様々な福祉サービスが提供されていますが、その内容が分かりにくく、違いが明確でないことが多くあります。市民が適切に福祉サービスを利用できるよう、内容を分かりやすく、多様な手段で情報提供することが必要です。

3 計画策定に向けた重点課題

(1) 複合化・複雑化する地域生活課題に対する包括的な相談支援体制づくり

近年、地域生活課題について、様々な分野の課題が絡みあって複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況が見られます。子ども、高齢者、障害者の分野・対象ごとに整備された公的な支援制度のもとでは、対応が困難な事例が浮き彫りになっています。

例えば、80代の親が50代の子どもの生活を支え、こうした親子が社会から孤立する問題（「8050問題」）や介護と育児を同時に担う（「ダブルケア」）世帯の増加、障害のある子と要介護の親の世帯への支援等の課題があります。

このような背景のもと、既存の相談支援機関が連携し、複合的な地域生活課題に柔軟に対応できる相談支援体制を構築する必要があります。

(2) みんなで支えあう地域づくり

日常生活において、社会的孤立の問題や制度が対象としないような身近な地域生活課題（例：電球の交換、ごみ出し等）への支援の必要性の高まりが見られます。しかし、行政や民間事業者の取組みだけでは、このような支援を必要とする全ての市民に対する支援には限界があります。

そのため、市民が自ら地域生活課題を解決し、それを支える取組みが必要であり、地域力の強化と制度の狭間の課題への取組みを目指す地域づくりが求められています。

地域づくりを進めるため、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、地域での活動に目を向けるとともに、地域活動に参画しやすい環境づくり、人材の確保、地域活動への支援が必要です。

第4章 秦野市の福祉が目指すもの

1 基本理念

地域で共に支えあい 全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの

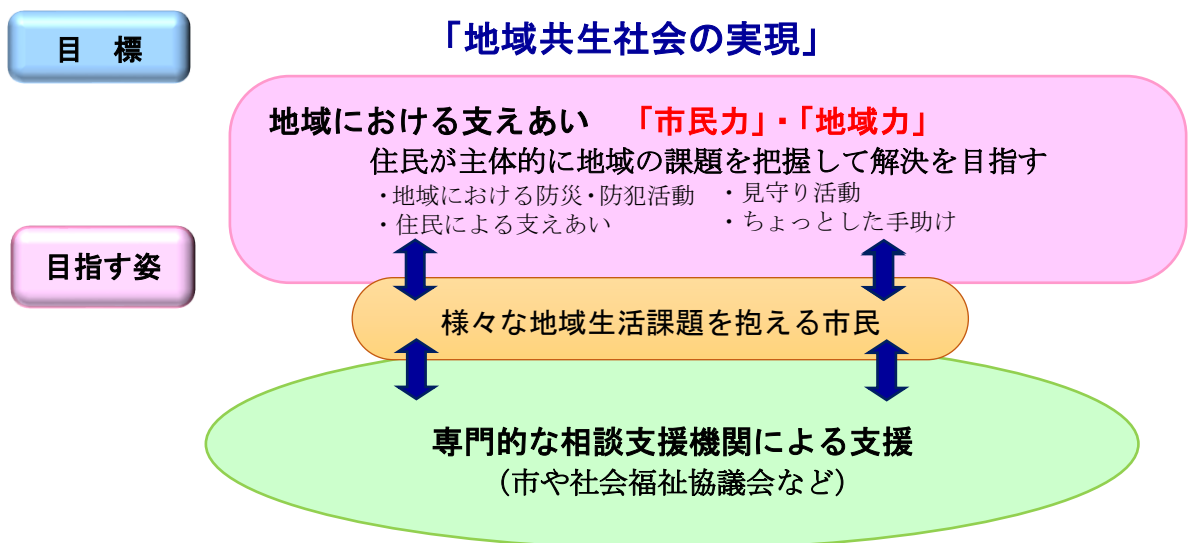
本計画は、秦野市総合計画を上位計画とし、都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」の実現に向けた5つの基本目標の1つである「誰もが健康で共に支えあうまちづくり」の推進を目的とするものです。

本市は、第3期地域福祉計画においても、「通じ合う 心でつなぐ 地域づくり」を基本理念として掲げ、各施策を展開してきました。

一方で、地域における課題を解決するため、より一層の地域の力が重要となっています。しかし、少子・超高齢化の進行や地域における人間関係の希薄化などから、地域の福祉力が低下傾向にあります。

そこで、本計画では、更なる地域福祉の推進を目指すため、地域に住む全ての人が相互に助けあい、誰もが住みやすい地域づくりを進めるというこれまでの基本的な考え方を継承しつつも、住み慣れた地域で個人が孤立せず、尊重され、生きがいをもち、共に支えあう地域共生社会の実現を新たな目標とします。

この目標は、秦野市に暮らす人々が、地域社会の一員として、安心して、その人らしく、生き生きと暮らせるように、また、市民、地域活動団体、社会福祉法人、事業者、市等が協力し、地域力を発揮して地域の生活や福祉の課題を解決するようにと設定したものです。



2 基本目標

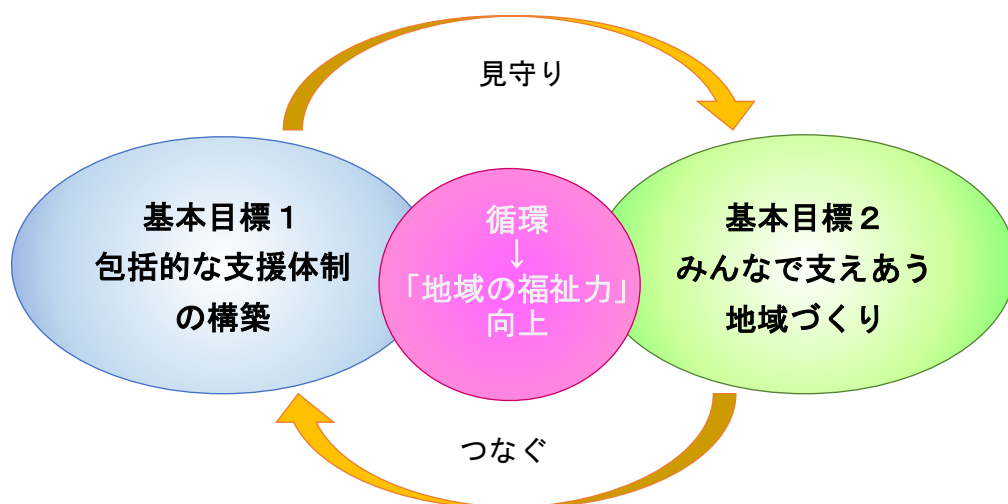
本計画に掲げる基本理念「地域で共に支えあい全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの」の実現に向けて、次の2つの基本目標を柱に、具体的施策の展開を図ります。

- 1 包括的な支援体制の構築
- 2 みんなで支えあう地域づくり

基本理念となる「地域共生社会」を実現するため、地域生活課題を抱える市民一人ひとりの支援を行います。支援に当たっては、庁内連携をはじめ、地域の様々な主体の力「地域力」を結集することにより、個別支援を通じた地域の生活基盤づくりにつなげます。

個別支援を通じて培われた、地域の中で支えあう意識や地域の主体的な活動を発展させるため、支援と地域づくりを支えます。

市、社会福祉協議会、介護、福祉等の関係機関と地域がそれぞれの役割を果たすことで包括的・重層的な支援体制の構築を目指します。

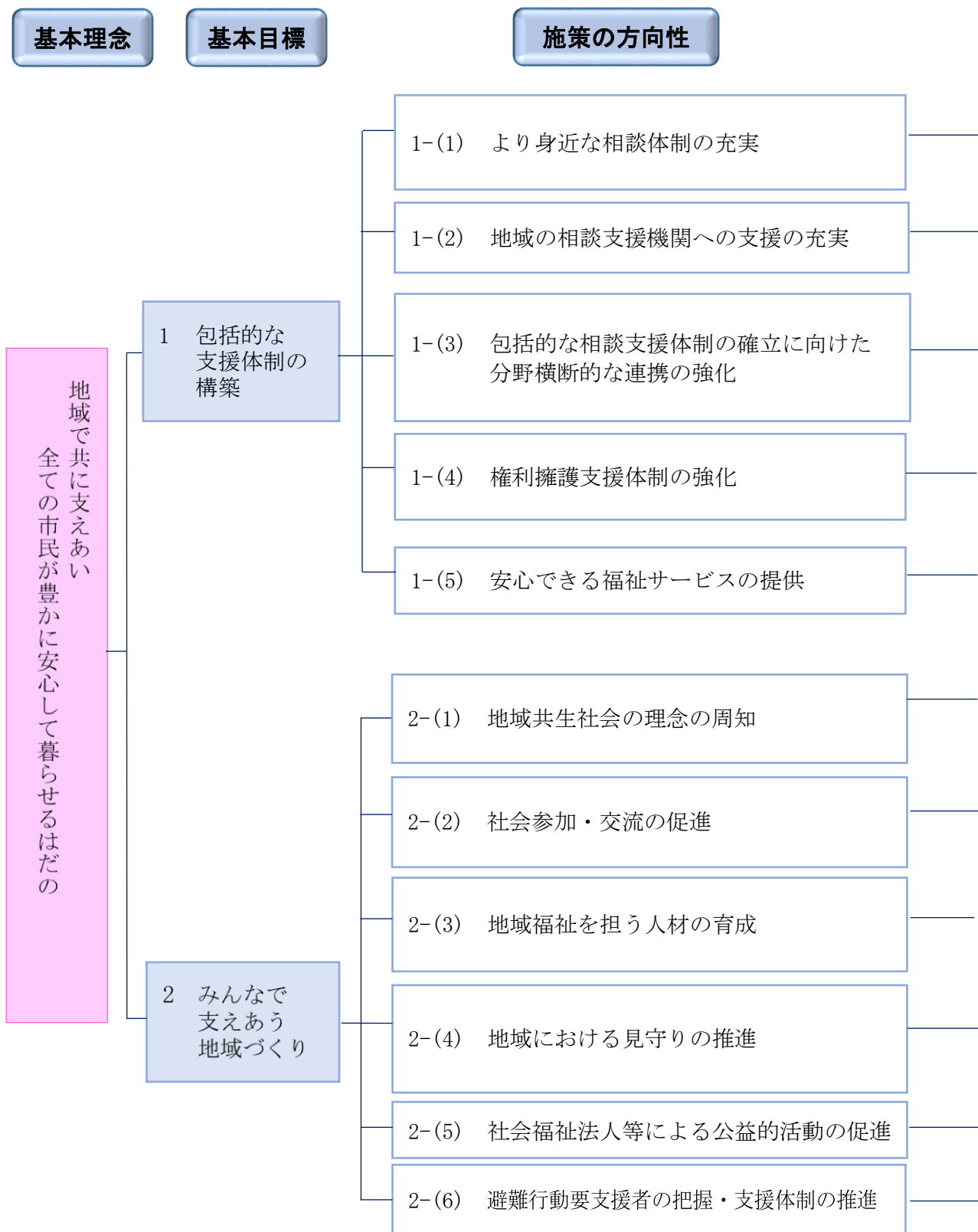


複合的な地域生活課題を抱えた人に対して、相談支援機関が連携し、包括的に支援する仕組みづくりを行います。

地域における自治会、見守り活動等により、支援が必要な人の困りごとが深刻化する前に、支える仕組みづくりを行います。

例) 支えあい、気づき・見守り・つなぐ
地域づくり、社会貢献活動

3 施策の体系



主な取組み

社協との連携

地域共生支援センター、はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」地域高齢者支援センター、障害者相談支援事業、こども家庭総合支援拠点業務、母子・父子家庭等相談業務、訪問型個別支援事業、福祉研修、相談窓口の周知、民生委員・児童委員のPR活動の強化、コミュニティ保育推進事業、地域子育て支援拠点事業（ぼけっと21等）、園庭開放・地域交流事業

地域共生支援センター、民生委員・児童委員活動への支援、社会福祉協議会への支援、地域高齢者支援センター、基幹相談支援センターの運営、福祉研修

秦野市相談支援包括推進会議、(仮称)地域共生ネットワーク会議、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、地域ケア会議、障害者支援委員会、要保護児童対策地域協議会業務

地域共生社会の理念の周知、虐待・暴力に対する支援の推進、日常生活自立支援事業（秦野あんしんセンター）、障害者相談支援事業、こども家庭総合支援拠点業務、成年後見制度の利用促進

感染症の予防への支援、介護者支援の充実、障害福祉人材育成等支援、保育士の就労支援、社会福祉法人への指導監査、介護サービス事業所への実地指導、保育所等への指導監査、福祉サービス評価の推進、情報提供の充実

福祉教育、地域共生社会の理念の周知、認知症への理解の促進、福祉事業所合同説明会、心のバリアフリーの普及啓発、ピア活動の普及啓発事業、人権意識の普及啓発、男女共同参画の意識啓発、地域の国際化推進

保健福祉センターの管理運営、生活支援体制事業、高齢者の就労支援、農福連携マッチング等支援事業、地域介護予防活動・住民主体の通いの場への支援、社会参加促進事業、農福連携マッチング等支援、子どもの居場所事業の運営支援、コミュニティ保育推進事業、かみ放課後子ども教室、地域子育て支援拠点事業（ぼけっと21等）、福祉有償運送制度の活用、地域支えあい型認定ドライバーの養成、公共交通の整備、福祉用具・車両等の貸出し、建築物のバリアフリー化の促進、ノンステップバス導入事業

民生委員・児童委員の周知、活動支援、認定ヘルパー及び生活援助従事者等の研修、地域支えあい型認定ドライバーの養成、ボランティアの養成、市民活動サポートセンターの活用、はだの市民活動団体連絡協議会（れんきょう）、ゲートキーパーの養成、福祉教育

民生委員・児童委員による見守り活動、地域見守り活動事業、ひとり暮らし高齢者等登録事業、ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業、介護者支援の充実、認知症関連事業、まちづくり・福祉の地区拠点の設置に向けた支援、社会を明るくする運動の推進、青少年相談員による街頭巡回指導等、ほほえみ収集、商業活性化事業

福祉寄付等の周知、社会福祉法人による公益的活動の促進、はだの地域公益事業基金

避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練、避難行動要支援者名簿の更新、福祉避難所の整備

「第5期秦野市社協地域福祉活動計画」に基づいて、市と相互に連携して地域福祉を推進します。

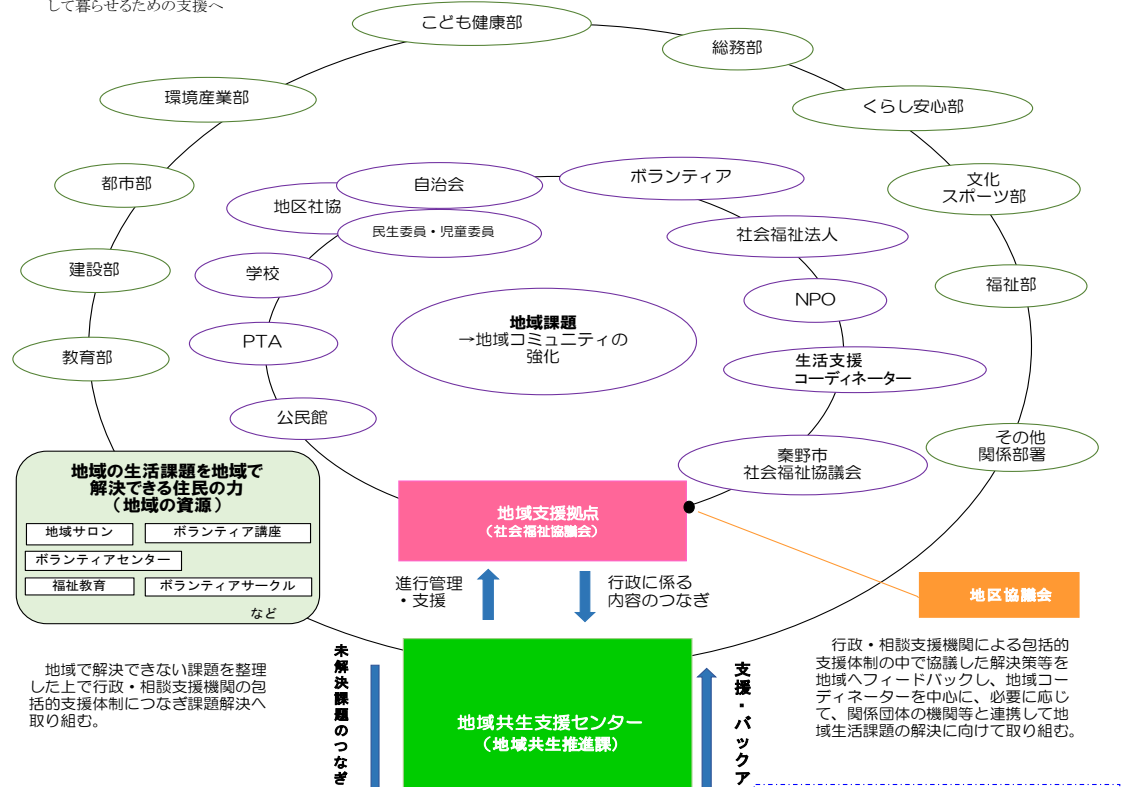
◆ 基本目標に基づく取組み

【包括的な支援体制】

～地域で共に支えあい、全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの～
地域共生社会 実現に向けた体制のイメージ

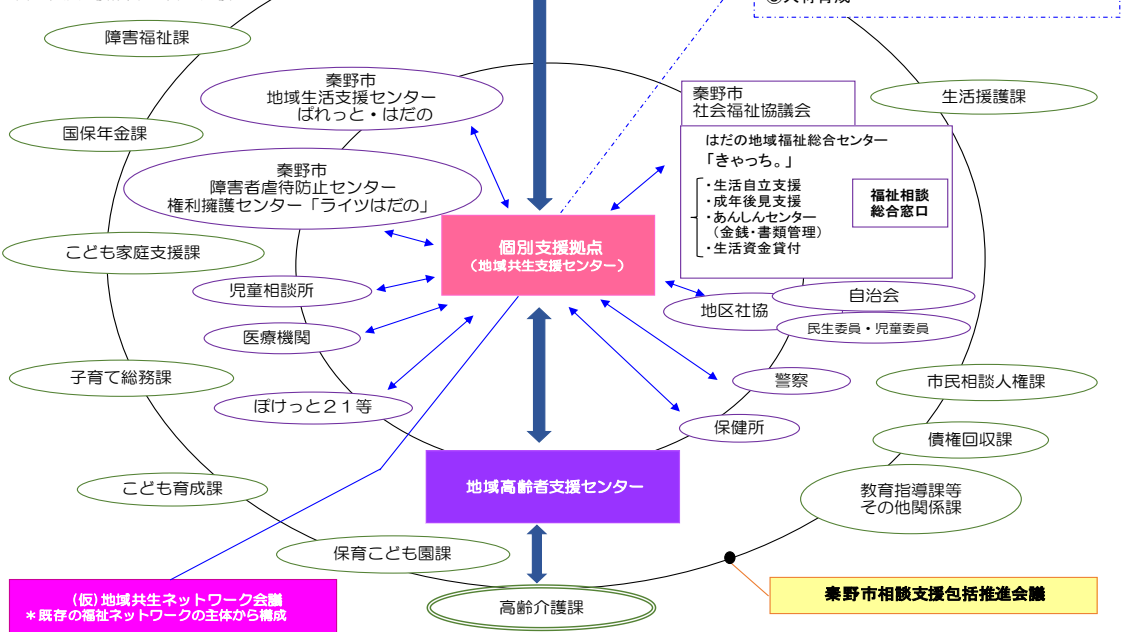
1 地域力の強化(地域支援)

- (1) 住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決へ
- (2) 地域生活課題を丸ごと受け止めて、地域で安心して暮らせるための支援へ



2 包括的な支援体制整備(個別支援)

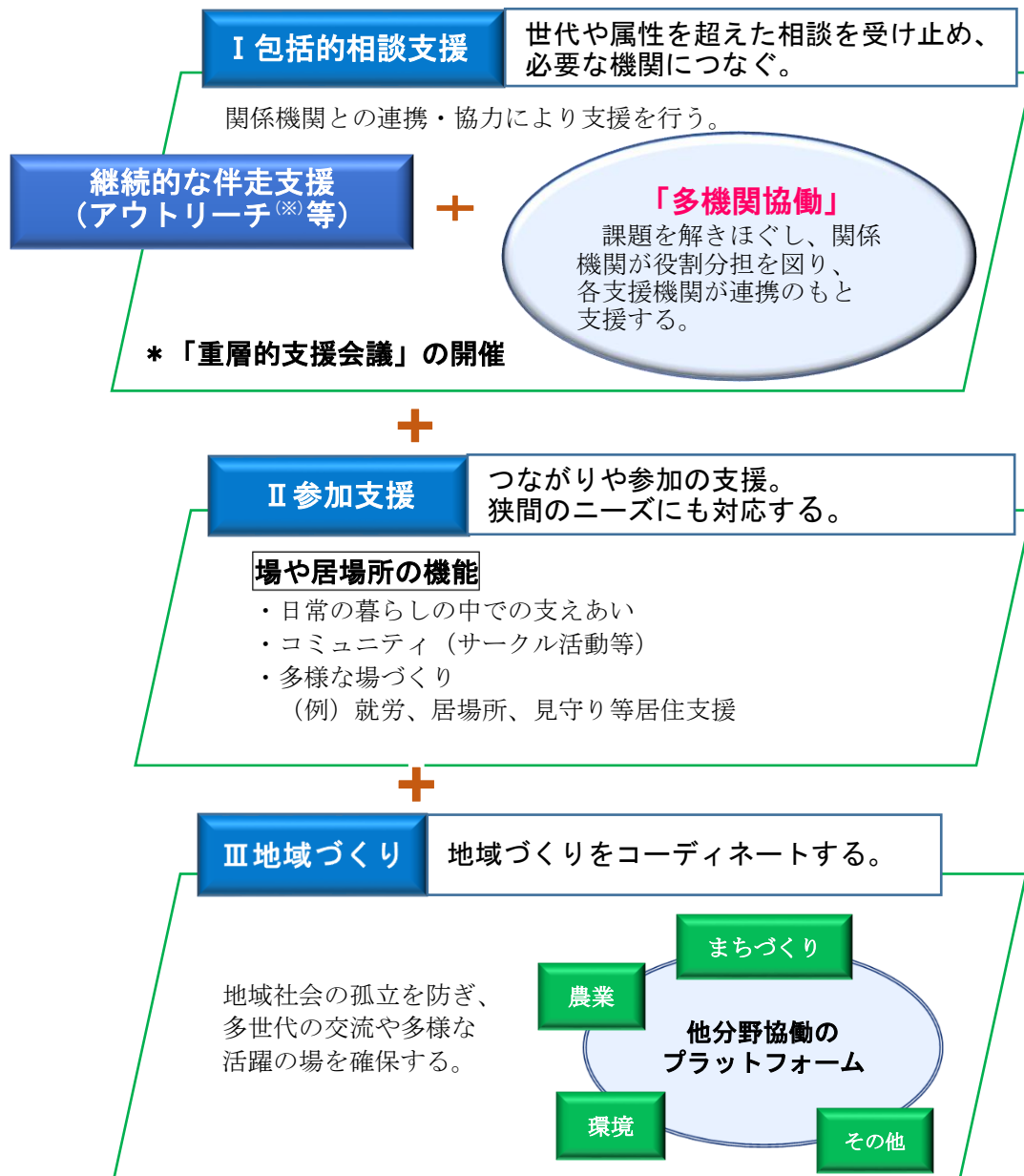
- (1) 制度の狭間、複合的な地域生活課題に関する相談支援連携体制
- (2) 相談支援機関に対する支援



【重層的支援体制】

重層的支援とは、自ら支援につながる事が困難な人、支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人に対して、Ⅰ断らない相談支援、Ⅱ社会のつながりや参加の支援、Ⅲ地域コミュニティにおけるケア、支えあう関係性の育成支援を実施することです。

本市では、分野ごとの相談支援体制を生かしつつ、地域共生支援センターがコーディネイト機能を担い、関係機関との連携・協力により、包括的・重層的な支援に取り組めます。

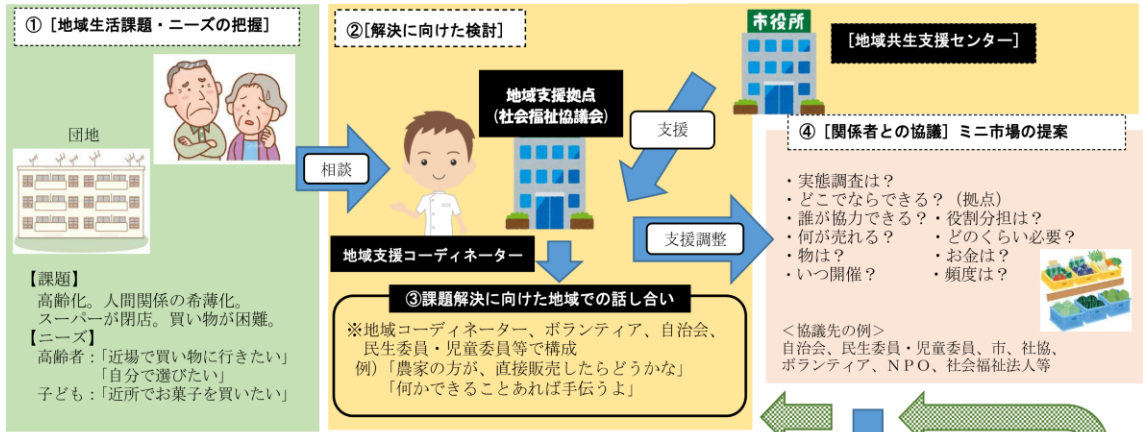


(厚生労働省の公表資料に基づき作成)

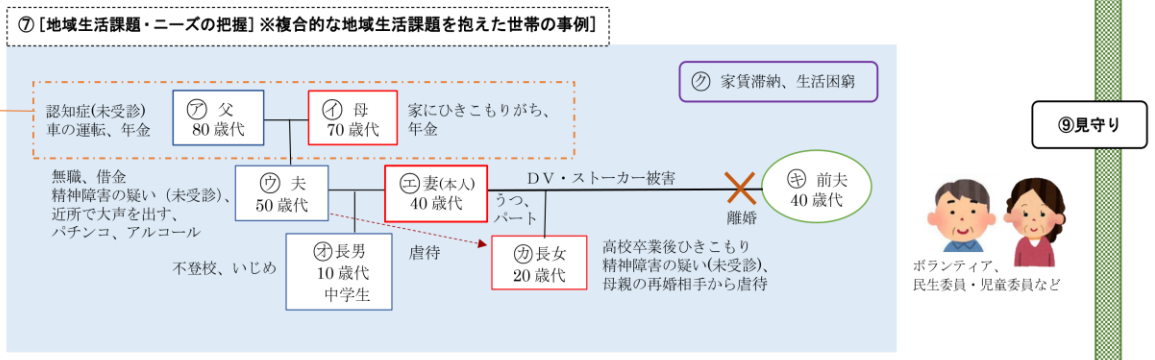
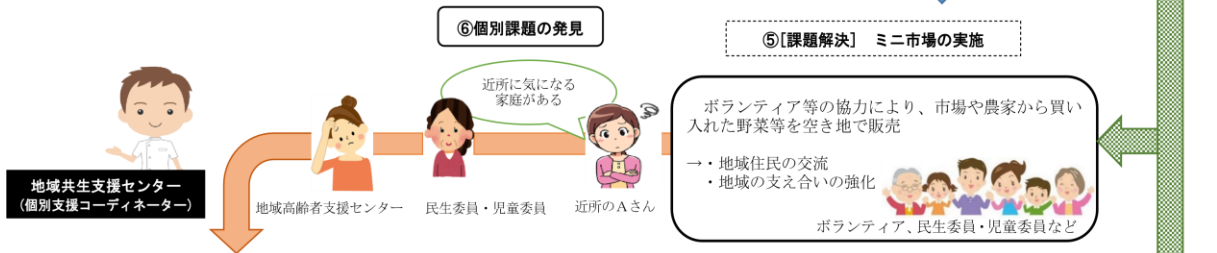
※ アウトリーチ…地域で福祉や医療等の支援を必要とする状況にありながら、専門的なサービスにつながっていない (中断している) 人のもとに、専門職等が出向くこと

【地域共生社会の目指す姿】

1 地域力の強化



2 包括的な支援体制整備



⑧ 【支援調整の例及び対応結果】

地域共生支援センターが中心となり関係機関等と連携

分野	支援内容	連携先	対応結果
㉞ 高齢者	認知症、介護サービス等の相談・支援	高齢介護課	受診につなげる 車の運転をやめさせる 介護サービスの利用
㉟ 高齢者	介護予防、在宅支援に関する相談・支援	地域高齢者支援センター	介護予防サービスの利用
㊱ 就労、障害	就労相談、債務相談、障害手帳の申請、障害者の自立相談	ハローワーク、市民相談人権課(債務相談)、障害福祉課、保健福祉事務所、医療機関、ばれっと・はだの	就職、債務整理、障害手帳の交付、自立支援
㊲ DV、ストーカー	女性相談 住民票等の閲覧制限に関する相談 ストーカー被害の相談	市民相談人権課 戸籍住民課 警察・弁護士	警察へ経過見守り
㊳ こども	不登校、いじめの相談	教育指導課、こども家庭支援課	経過見守り
㊴ こども、ひきこもり 障害、虐待	ひきこもりの相談 障害手帳の申請、障害者の自立・就労・虐待の相談	こども家庭支援課、 障害福祉課、保健福祉事務所、医療機関 ばれっと・はだの、ライツはだの、見相	障害手帳の交付 自立支援
㊵ 生活困窮	市・県営住宅の申込み 生活困窮に関する相談、支援	交通住宅課 きゅっち(社協)、生活援護課	市営住宅への入所、 一時貸付、生活保護の申請

第5章 施策の推進

1 包括的な支援体制の構築

(1) より身近な相談体制の充実

ア 総合相談体制の推進

現状と課題

- 支援を必要とする人の抱える地域生活課題が複合的であることで、一元的に受け止める窓口がなく、適切な福祉サービスの利用等の支援に結びついていない事例があります。

取組みの方向性

- 様々な地域生活課題を抱える人の相談に対応できるよう、相談支援機関の機能及び連携の強化を図ります。

主な取組み

取組み	内容	担当課
地域共生支援センター【再掲】	解決困難な複合的な地域生活課題を解決するため相談支援機関を支援し、多機関協働の調整機能を担当する機関として地域共生社会推進拠点を設置します。	地域共生推進課
はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」	生活や経済的な困りごとを抱える人を対象に、生活困窮者自立相談支援機能、権利擁護センター機能、成年後見利用支援機能を併せ持ち、福祉の総合的な相談に応じます。	地域共生推進課 生活援護課 社会福祉協議会
地域高齢者支援センター	高齢者の総合相談窓口として、地域の高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉、医療等の様々な課題について高齢者やその家族からの相談を受け、必要な支援を行います。	高齢介護課

取組み	内 容	担当課
障害者相談支援事業（障害福祉なんでも相談室）	障害のある人やその家族が抱える問題の相談を受け、適切な福祉サービスを選択できるような情報提供を行います。	障害福祉課
こども家庭総合支援拠点業務	18歳未満の子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども家庭支援全般に係る業務と要保護児童等への支援業務等を行います。	こども家庭支援課
母子・父子家庭等相談業務	母子・父子自立支援員により、ひとり親家庭の保護者を対象に各種手当、給付、支援制度の案内や相談に応じます。	子育て総務課
訪問型個別支援事業	不登校や子どもたちの抱える不安や悩みの背景にある家庭環境等、子どもたちを取り巻く環境に対して、臨床心理士や学校心理士、福祉分野の専門的知見を持つSSW（スクールソーシャルワーカー）等と連携することで、課題の軽減・解消を図ります。	教育指導課 教育研究所

【その他関連する取組み】

- ・保育コンシェルジュ（保育こども園課）

成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
不登校児童生徒のうち、相談支援機関等につながっている割合	教育指導課 教育研究所	67%	80%	85%
計画相談支援者数	障害福祉課	161人	170人	175人
確認対象児童に対する状況確認の実施割合	こども家庭支援課	100%	100%	100%

イ 相談員の人材育成

現状と課題

- ・ 個人や世帯が抱える複合的な地域生活課題の相談を丸ごと受けとめ、把握することが求められています。

取組みの方向性

- ・ 個人や世帯が抱える地域生活課題の相談に対して、相談員が相談者に寄り添う親切丁寧な対応を心がけ、正確に内容を把握することで、適切な相談支援機関につながるよう取り組みます。
- ・ 介護支援専門員、社会福祉士、行政等の多職種が参加するケース検討会議等を通じて、相談事例を共有するなど、相談技能の向上を図ります。

主な取組み

取組み	内容	担当課
福祉研修の実施	相談業務を行う市職員等が福祉の各分野についての知識や理解を深めるための研修を行います。	関係課

【その他関連する取組み】

- ・ ケース検討会議、地域ケア会議等（関係課）

Memo

秦野市地域生活支援センター 「ぱれっと・はだの」とは？

「ぱれっと・はだの」は、障害者が地域で安心、安全な日常生活を送るため、市内の主な福祉団体や事業所が立ち上げた一般社団法人が運営している障害福祉の総合窓口です。

主な業務は、障害や福祉サービスなど障害に関する全ての相談を受け付ける「障害福祉なんでも相談室」の実施や、障害者の就労支援、障害者雇用に関する相談に応じています。

また、「ぱれっと・はだの」内には、法人が成年後見人を担う「総合福祉サポートセンターはだの」があり、障害者の生活支援を行っています。

ウ 相談窓口等の周知

現状と課題

- ・ 子ども、高齢者、障害者、生活困窮者などの分野ごとに専門の相談窓口が多くある中、どこに相談したらよいのか分かりづらい状況があります。
- ・ 地域における身近な相談先である民生委員・児童委員の活動など、相談窓口が十分に周知されていない状況があります。

取組みの方向性

- ・ 福祉に関する情報やより身近な相談先を市民等に分かりやすく周知します。

主な取組み

取組み	内容	担当課
相談窓口の周知	広報「はだの」やホームページ、パンフレット等を活用し、相談窓口の案内を市民に分かりやすく周知します。	関係課
民生委員・児童委員のPR活動の強化	市民の困りごとに対し、行政へのつなぎ役として活動する民生委員・児童委員が認知されるよう、PR活動を強化します。	地域共生推進課 社会福祉協議会

Memo

民生委員・児童委員とは？

民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のため、地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談・援助活動のボランティア活動をしています。

民生委員の任期は3年です。

具体的な活動としては、子育ての悩みや、親の介護、生活上の様々な相談に応じ、市役所の相談窓口が分からない場合は、適切な支援が受けられるよう専門機関につなぎます。また、ひとり暮らし高齢者等の地域の見守り活動を行っています。

また、民生委員制度は、平成29年に創設100周年を迎え、毎年、民生委員・児童委員の日（5月12日）から一週間を「活動強化週間」として、市民に民生委員・児童委員の存在やその活動について、一層の理解促進を図るため、PR活動を行っています。

エ より身近な地域での相談機会の提供

現状と課題

- 個人や地域の実情により、相談窓口までなかなか行けない、また、電話やメール等の相談が難しい方のため、地域で身近に相談できる環境づくりが求められています。

取組みの方向性

- より身近な地域において、気軽に相談できる場所や機会の提供に努めます。

主な取組み

取組み	内容	担当課
地域高齢者支援センター【再掲】	高齢者の総合相談窓口として、地域の高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉、医療等の様々な課題について高齢者やその家族からの相談を受け、必要な支援を行います。	高齢介護課
コミュニティ保育推進事業	就園前の子どもを持つ保護者がグループを作り、保育士の助言を受けて活動するコミュニティ保育グループが安定した活動を継続できるように支援します。	子育て総務課
地域子育て支援拠点事業 (ぼけっと21等)	就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる場を提供し、育児についての情報交換や子育てや家庭に関する不安や悩みに対し、子育てアドバイザーが相談・助言を行います。	子育て総務課
園庭開放・地域交流事業	地域の未就園児の親子の遊び場として、保育所の園庭を開放し、地域の子育て世帯との交流を図るなど、子育て支援に取り組みます。	保育こども園課

【その他関連する取組み】

- 一時預かり事業（保育こども園課）

成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
園庭開放・地域交流事業実施園数	保育こども園課	19園	20園	21園
地域子育て支援拠点箇所数	子育て総務課	8園	9園	9園

(2) 地域の相談支援機関への支援の充実

現状と課題

- 生活困窮、ひきこもり、ダブルケア、8050問題等の複合的な地域生活課題を抱える個人や世帯に対し、相談窓口で、分野別の支援を提供するだけでは十分に対応できない困難な相談が増えています。

取組みの方向性

- 複合的な地域生活課題に、柔軟に対応できるよう、相談支援機関との総合的な調整や相談、指導等を行う拠点を設置して、コーディネート機能を担う人員が、適切な福祉サービス等につながるよう支援します。
- 複合的な地域生活課題の場合に、相談支援機関が相互に連携することで、課題解決できるよう体制を整備します。
- 相談支援機関で個人や世帯が抱える複合的な地域生活課題を解決することが難しい場合には、ケース検討会議を開催するなど、課題の整理や支援の調整を行います。
- 地域で活動する民生委員・児童委員等が適切な相談窓口につなげるよう、相談に関わる情報を提供し、研修を実施するなど活動を支援します。

主な取組み

取組み	内 容	担当課
地域共生支援センター【再掲】	解決困難な複合的な地域生活課題を解決するため相談支援機関を支援し、多機関協働の調整機能を担当する機関として地域共生社会推進拠点を設置します。拠点には、適切なサービスにつなげるため、相談支援機関の調整を行うコーディネーターを配置します。	地域共生推進課
民生委員・児童委員活動への支援	よりよい活動環境を整備するため、広報活動を積極的に実施するとともに、民生委員・児童委員の活動上の悩みや負担感の解消につながるよう研修会を実施します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
社会福祉協議会への支援	地域福祉を推進する中核的な役割を担う社協との連携を図り、適正な人員体制や活動を支援することで、相談機能を強化します。	地域共生推進課
地域高齢者支援センター【再掲】	高齢者の総合相談窓口として、地域の高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉、医療等の様々な課題について高齢者やその家族からの相談を受け、必要な支援を行います。	高齢介護課
基幹相談支援センターの運営	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの安定した円滑な運営のため、その活動の一部を補助します。	障害福祉課
福祉研修の実施【再掲】	相談業務を行う市職員等が福祉の各分野についての知識や理解を深めるための研修を行います。	関係課

成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
福祉研修の実施	地域共生推進課	新規	1回	2回

(3) 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化

現状と課題

- 個人や世帯で複数の分野にまたがる地域生活課題を抱える場合、分野・対象ごとに整備された公的な支援制度では、対応が困難になっています。

取組みの方向性

- 保健・福祉等の分野別の専門的な取組みを生かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対して適切かつ確実な支援を提供するため、専門職や関係機関との協働により解決を図る包括的・重層的な支援体制を整備します。
- 複合的な地域生活課題を抱える相談の解決に向けて、関係機関と連携し、支援を総合調整するため、コーディネート機能を担う人員を配置します。
- 利用者に寄り添った支援を展開し、医療や福祉サービス等の適切な支援につながるアウトリーチ^(※)を関係機関と連携して実施します。
- 子ども、高齢者、障害者、生活困窮者等の各分野をつなぎ、連携を図る（仮称）「地域共生ネットワーク会議」を設置します。
- 市役所の横断的な組織となる「相談支援包括推進会議」を庁内に設置し、関係各課との連携強化及び包括的相談支援体制の推進を図ります。

主な取組み

取組み	内容	担当課
相談支援包括推進会議	市役所の横断的な組織となる「相談支援包括推進会議」を開催し、連携の強化及び包括的相談支援体制を図ります。	地域共生推進課
（仮称）地域共生ネットワーク会議	子ども、高齢者、障害者等の各分野をつなぎ、連携を図る「（仮称）地域共生ネットワーク会議」を開催します。	地域共生推進課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者を対象に、自立相談支援機関を中心とした関係機関の連携・協力を得て、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。	生活援護課

取組み	内 容	担当課
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	教育委員会、学校等の関係機関と連携し、生活困窮世帯の子どもに対し、学習、受験対策等を支援し、また子どもが居場所を提供することで、日常生活習慣の形成及び社会性の育成を支援します。	生活援護課
在宅医療・介護連携推進事業	医療及び介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り、自分らしく暮らし続けられるように、在宅医療と介護を一体的に提供するための体制整備等を行います。	高齢介護課
地域ケア会議	地域ケア会議等で明らかにした地域課題等を多職種で共有し解決を目指す仕組みをつくりまします。	高齢介護課
障害者支援委員会	障害者福祉計画の策定又は変更に際し、意見を聴取し、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有するとともに、関係機関の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について調査・審議等を行います。	障害福祉課
要保護児童対策地域協議会業務	要保護児童等への適切な支援を図るため、必要な情報交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行います。	こども家庭支援課

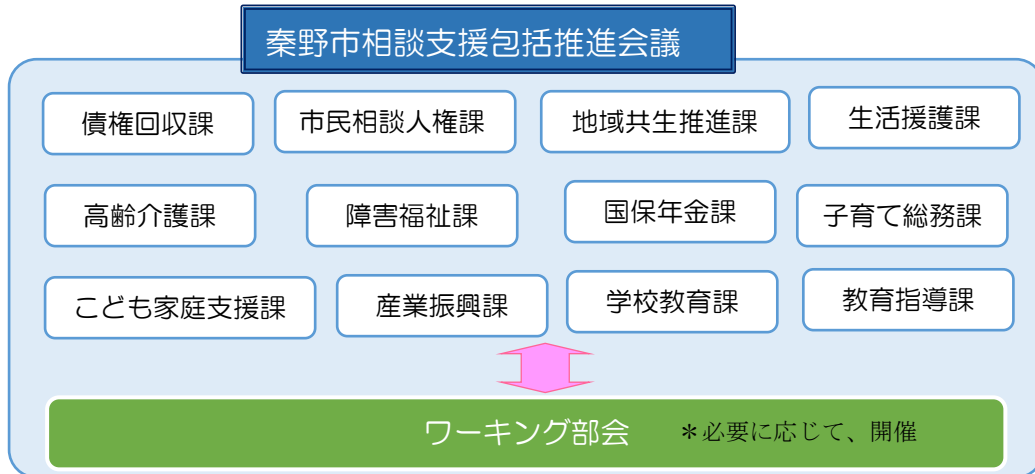
成果・活動量

成果指標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業に参加する子どもの進学率	生活援護課	100%	100%	100%
地域ケア会議の開催数	高齢介護課	170回	170回	170回
障害者支援委員会の開催数	障害福祉課	4回	4回	4回
要保護児童等に対する個別ケース検討会議の開催割合	こども家庭支援課	14%	30%	50%

◆ 包括的な相談支援体制の取組み

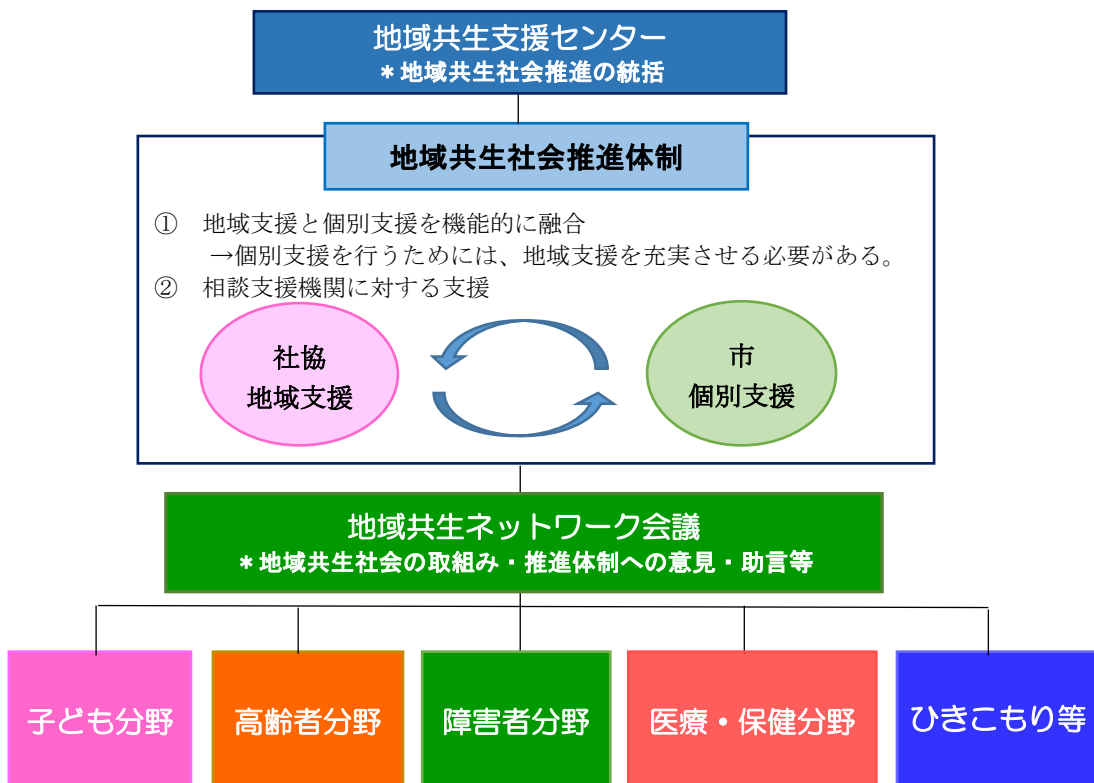
【秦野市相談支援包括推進会議】

秦野市相談支援包括推進会議は、福祉分野だけでなく、教育や就労、税金など、その他の分野を所管する部署と連携する庁内の横断的組織で、複合化・複雑化した地域生活課題に対し、必要な相談支援を包括的に行います。



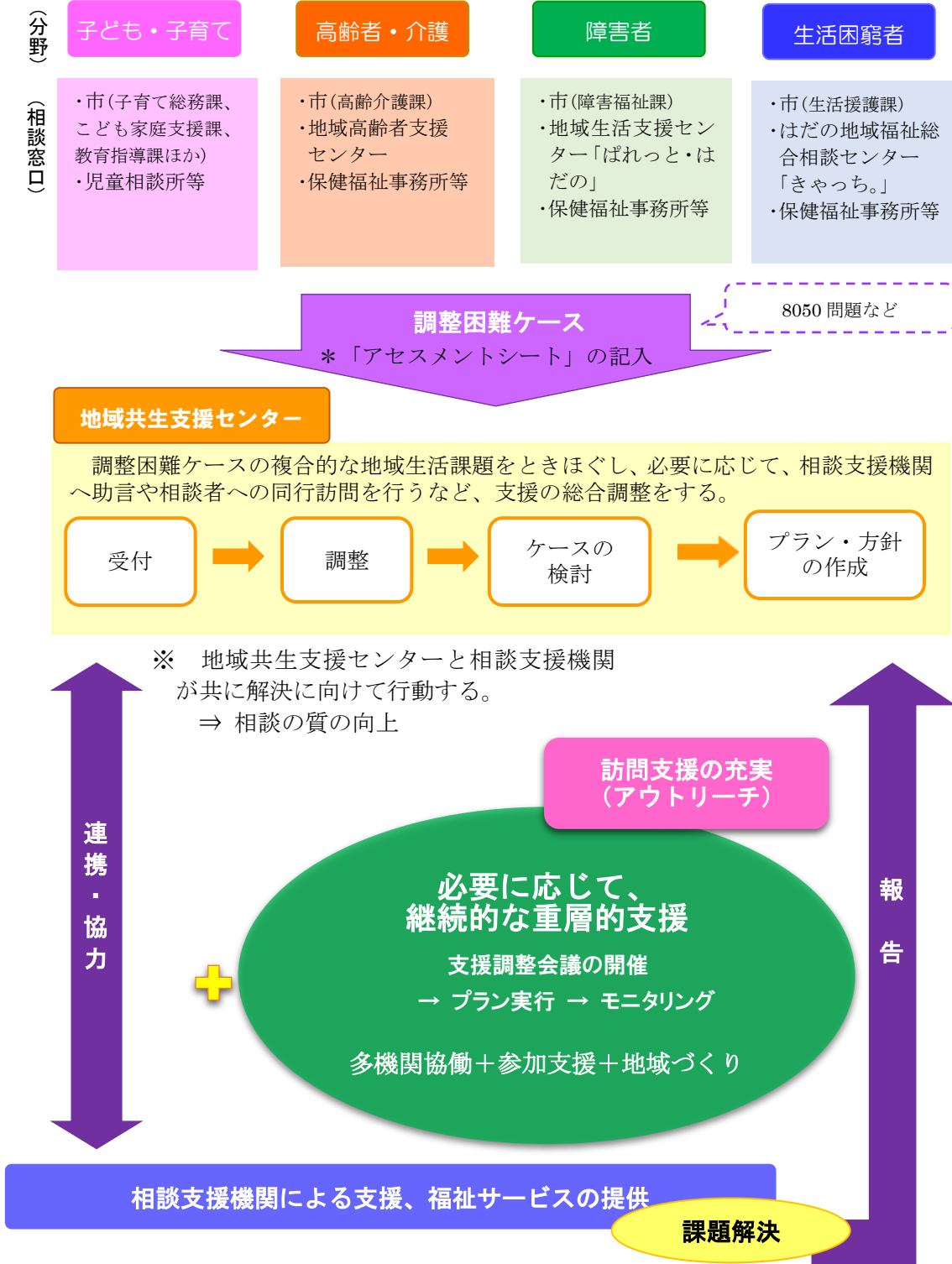
【（仮称）地域共生ネットワーク会議】

各分野の福祉ネットワークの主体から構成し、それぞれの分野をつなぐことで連携の強化を図る。



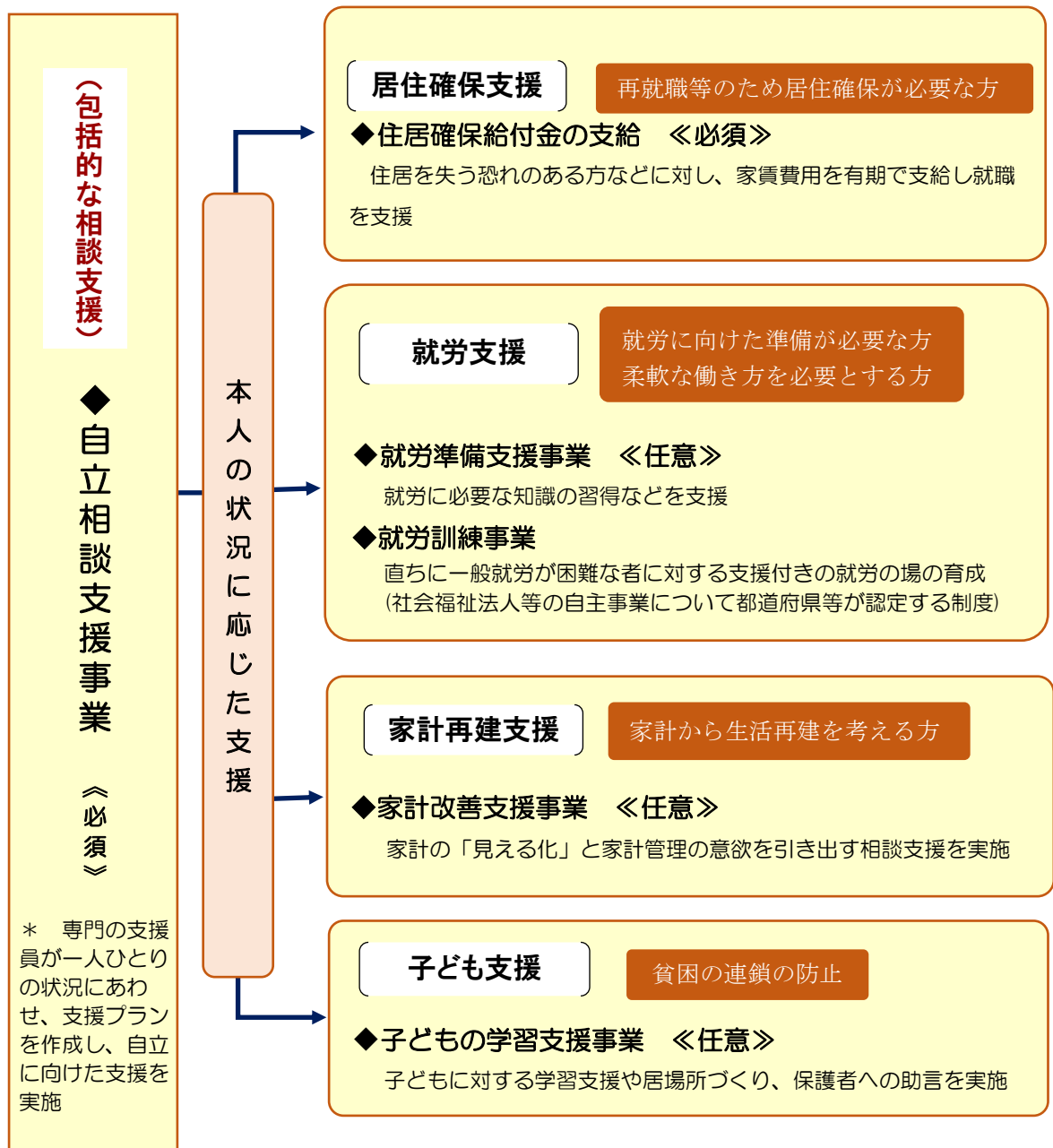
【複合的な地域生活課題の解決に向けた支援体制のイメージ】

制度・分野ごとの取組みを生かしつつ、地域共生支援センターがコーディネート機能を担い、相談支援機関の連携・協力により、課題解決を目指す。



【生活困窮者自立支援制度】

生活困窮者自立支援制度は、多様で複合的な地域生活課題を抱えて、生活に困っている方に対し、包括的で継続的な支援を行いながら、自立の促進を図ることを目的としています。はだの地域福祉総合相談センター「きゅっち。」（社会福祉協議会に委託）では、生活保護を受給する前の段階でなるべく早く、相談に応じ、支援につなげていきます。



(注) 福祉事務所が、必ず実施しなければならない事業を<<必須>>、地域の実情に応じて実施する事業を<<任意>>と記載

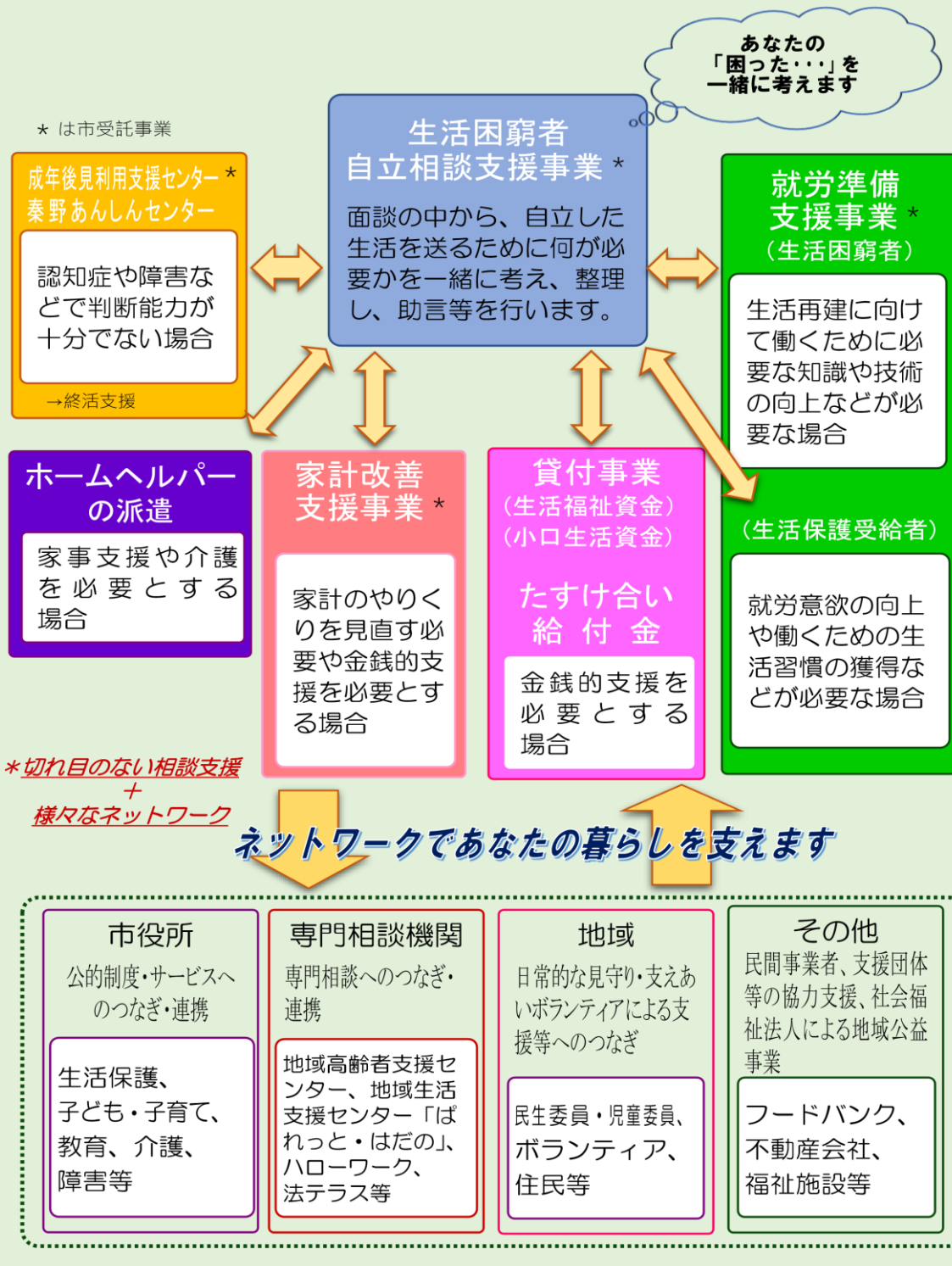
(厚生労働省の公表資料に基づき作成)

Memo

はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」とは？

平成 27 年度に秦野市社会福祉協議会に開設されたはだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』は、「生活困窮者自立相談機能」と「権利擁護センター機能」、「成年後見利用支援機能」を併せて持つ相談窓口です。

令和 3 年度からは、地域共生支援センターとの連携強化を図ります。



【重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業】

区分	分野	事業名	担当課	取 組 み 内 容
相談支援	介護	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第 115 条の 45 第2項第1～3号)	高齢介護課	「 地域高齢者支援センター 」 地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な相談を受け付けるほか、介護保険制度やその他の様々な生活支援サービスにつなげます。
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第1号イ		
	障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第 77 条第1項第3号)	障害福祉課	「 地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』 」 障害者が地域で安心して自立した生活が送れるよう、相談支援、就労支援、地域活動支援などを行います。
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第1号ロ		
	子ども	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第 59 条第1号)	保育こども園課	「 保育コンシェルジュ 」 就学前の子どもの預け先に関する相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育、ファミリーサポートセンターなどの保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行います。
		社会福祉法の事業根拠	こども家庭支援課	
		第106条の4第2項第1号ハ	「 はだの子育て応援センターはぐるーむ 」 妊産婦及び乳幼児とその家族が安心して子育てができるよう、包括的に切れ目のない支援を行います。	
	生活困窮	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法 第 3 条第 2 項)	生活援護課	「 生活困窮者自立相談支援事業『はだの地域福祉総合相談センター“きゃっち。”』 」 生活困窮者の自立の促進を図るため、本人の状態に応じた包括的、継続的な相談支援を行います。
		社会福祉法の事業根拠		
第106 条の4第2項第1号ニ				
参加支援	地域共生（新規）	参加支援 ※地域資源と対象者との間を取り持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応	地域共生支援センター 社会福祉協議会 関係課・機関等	地域の社会資源などを活用し、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行い、就労支援や居住支援などを提供するなど、社会とのつながりを作るための支援を行います。
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第2号		

区分	分野	事業名	担当課	取組み内容	
地域づくり	介護	一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち厚生労働大臣が定めるもの(※) ※通いの場(一般介護予防活動支援事業)を想定	高齢介護課	「一般介護予防事業」 介護予防の普及に資する運動・栄養・口腔に係る教室等を開催し介護予防を推進します。また、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。	
		社会福祉法の事業根拠			
		第106条の4第2項第3号イ			
		生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条第2項5号)	高齢介護課		「生活支援体制整備事業」 多様な主体による様々なサービスの提供体制を構築し、地域の支えあいの体制づくりを推進します。
	社会福祉法の事業根拠				
	第106条の4第2項第3号ロ				
	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項9号)	障害福祉課	「地域活動支援センター事業(I型・III型)」 在宅障害者を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行います。		
	社会福祉法の事業根拠				
	第106条の4第2項第3号ハ				
	地域子育て支援拠点事業 (児童福祉法第6条の3第6項、子ども・子育て支援法第59条第9号)	子育て総務課		「ぼけっと21等」 就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる場を提供し、育児についての情報交換や子育てや家庭に関する不安や悩みに対し、子育てアドバイザーが相談・助言を行います。	
	社会福祉法の事業根拠				
	第106条の4第2項第3号ニ				
生活困窮(新規)	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	地域共生推進課 生活援護課 社会福祉協議会	「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」 共に支えあい、共に助けあえる共助の地域づくりを推進するため、地域生活課題を抱える地域住民と地域とのつながりを適切に確保し、地域全体で支える基盤づくりを支援します。		
社会福祉法の事業根拠					
第106条の4第2項第3号柱書					
重層支援	地域共生(新規)	アウトリーチ等を通じた継続的支援		地域共生支援センター 社会福祉協議会 関係課・機関等	「重層的支援体制整備事業」 複雑化・複合化したニーズに対応した包括的な相談支援のため、関係機関の連携・協力により、「I相談支援」、「II参加支援」、「III地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するよう取り組みます。
		社会福祉法の事業根拠			
		第106条の4第2項第4号			
		多機関協働			
		社会福祉法の事業根拠			
		第106条の4第2項第5号			
		支援プラン作成 ※支援プラン作成は、多機関協働と一体的に実施			
		社会福祉法の事業根拠			
第106条の4第2項第6号					

【アウトリーチ事業一覧】

相 談	内 容	相談窓口
子育て相談	<p>○妊産婦・新生児（未熟児を含む）訪問指導事業</p> <p>主に出生連絡票の提出による情報を基に、原則第1子が誕生又は専門職の訪問が必要な家庭を対象とします。最長4か月児健康診査受診までの間、妊産婦及び新生児、未熟児を含む乳児のいる家庭に、助産師又は保健師が訪問します。</p> <p>日常生活全般における保健指導、相談等を行い、妊産婦の不安軽減や健康管理、産後の経過確認、新生児の健康状態を把握し、健全育成を促進します。市外に里帰り、あるいは市外から里帰りしている場合にも、自治体間で連携して実施します。</p> <p>出産後だけでなく、妊娠中に支援が必要な妊婦に、出産に向けた準備等のため、家庭訪問を実施します。</p>	こども家庭支援課
	<p>○乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問事業)</p> <p>生後4か月までの乳児のいる家庭(第2子以降で妊産婦・新生児訪問を実施しない家庭)を訪問し、子育てに関する不安や悩みを傾聴し、子育てに関する情報提供や助言、養育環境の把握を行います。</p> <p>※ 妊産婦・新生児訪問をした家庭については、こんには赤ちゃん訪問事業による訪問をしたものとみなしています。</p>	
	<p>○養育支援訪問事業</p> <p>養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職又はホームヘルパーが訪問し、専門的相談支援又は育児家事援助を行います。</p>	
障害児への療育相談	<p>○居宅訪問型児童発達支援事業</p> <p>支援員が外出困難な重度障害児の居宅を訪問し、基本的な動作の指導や、知識技能等の支援を行います。</p>	障害福祉課
	<p>○保育所等訪問支援事業</p> <p>支援員が幼稚園や保育園等を訪問し、障害児本人へのサポートや職員への助言を行います。</p>	

相 談	内 容	相談窓口
教育相談	<p>○スクールソーシャルワーク事業</p> <p>学校の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭に訪問し、様々な課題を抱える子どもを取り巻く環境に働きかける支援を連携して行います。</p>	教育指導課 教育研究所
	<p>○訪問型個別支援事業</p> <p>様々な課題により、「学校に行きたくても行けない」「学校を休みがちになってしまった」児童・生徒を対象に、支援員が各家庭を訪問する等して一人ひとりの特性に応じた活動と一緒にを行うことで、支援員との関係性を築きながら、コミュニケーション能力や社会性を身に付け、学校や新たな学びの場への復帰を目指します。</p> <p>児童・生徒、保護者等からの学校生活全般にわたる相談の窓口として内容に応じた関係機関と連携し、的確な助言や支援の橋渡しを行います。</p>	
高齢者世帯への生活支援	<p>○高齢者等訪問支援事業</p> <p>地域高齢者支援センターの職員が、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の自宅を訪問し、介護予防など個々の状況に応じた福祉サービスの提供につながるよう支援を行います。</p>	高齢介護課 地域高齢者支援センター
複合的な課題を抱える世帯への支援	<p>○複合的な課題を抱える世帯等訪問支援事業</p> <p>地域共生支援センターの職員が、相談支援機関と連携して、複合的な課題を抱える世帯を訪問し、現状の把握及び世帯の状況に応じた支援を行います。</p>	地域共生推課
生活困窮者世帯への生活支援	<p>○生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>生活困窮者世帯からの相談に応じて、訪問や関係機関との連絡調整により現状を把握し、個々の抱える課題を整理して、生活の困りごとや不安などの解消に向けた支援を行います。</p>	生活援護課 社会福祉協議会

【コーディネーター機能を担う相談員の配置一覧】

相 談	内 容	相談窓口
複合的な課題	<p>○地域共生支援センターコーディネーター 地域共生支援センターに配置され、解決困難な、分野をまたがる複合的な課題について、相談支援機関と連携・協力して、支援を総合調整します。</p>	地域共生推進課
高齢者	<p>○地域高齢者支援センター職員 高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族からの様々な課題の相談について、関係機関と連携・協力して、支援します。</p>	高齢介護課
	<p>○生活支援コーディネーター 第1層（市域全体）生活支援コーディネーターを市職員が担い、第2層（中学校区）生活支援コーディネーターを市内7か所の地域高齢者支援センターに配置し、高齢者の生活支援に係る地域ニーズや地域資源の把握を行い、地域の様々な活動につなげて、よりよいまちづくりを支援します。</p>	
認知症	<p>○認知症地域支援推進員 市内7か所の地域高齢者支援センターに配置され、認知症の人やその家族への相談支援を行い、必要なサービスが提供されるための関係機関との調整をします。</p>	
障害児・者	<p>○医療的ケア児等コーディネーター 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を関係機関と連携して調整します。</p>	障害福祉課
ひとり親	<p>○母子・父子自立支援員 ひとり親家庭等の保護者を対象に、各種手当、給付、支援制度の案内や相談に応じます。</p>	子育て総務課

相 談	内 容	相談窓口
出産・子育て	<p>○母子保健コーディネーター</p> <p>妊産婦が安心して、出産、子育てに臨めるよう、妊娠届出時から妊婦の健康状態や支援者状況を把握し、妊婦とその家族が抱える不安や悩みに対応します。妊婦本人の意思を確認したうえで、保健師、助産師、管理栄養士及び関係機関との連携により、包括的・継続的支援を行います。</p>	こども家庭支援課
教育・保育施設等の利用	<p>○保育コンシェルジュ</p> <p>教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。</p>	保育こども園課
子ども・教育	<p>○スクールソーシャルワーカー（SSW）</p> <p>社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。</p>	教育指導課 教育研究所
	<p>○教育支援教室「いずみ」専門相談員</p> <p>教育支援教室に臨床心理士・学校心理士等の心理の専門相談員をコーディネーターとして配置し、専門的な知見から、学校や関係機関と連携して児童生徒や保護者への支援を行います。</p>	教育研究所

(4) 権利擁護支援体制の強化

ア 虐待・暴力に対する支援の充実

現状と課題

- ・ 核家族化やひとり暮らし高齢者世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、複合的な地域生活課題を抱えながらも、地域から孤立している事例が増えています。
- ・ 子育てや介護の負担、ストレス等から虐待に発展してしまうケースや、認知症や障害等により判断能力の不十分な人が生活の中で権利が守られなくなることがあります。

取組みの方向性

- ・ 全ての人個人として尊重されるよう、権利擁護や虐待防止に向けた取組みを進め、安心して地域で暮らしていくための支援体制を強化します。
- ・ 地域の多様な主体による見守り活動を促進することにより、地域の目を増やし、子ども、高齢者、障害者等への虐待や権利侵害の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。
- ・ 子ども・高齢者、障害者、配偶者等の虐待及び暴力への支援について、地域住民、警察、福祉、教育等の関係機関が、適切かつ迅速に、情報共有し、連携して取り組みます。
- ・ 認知症、知的障害、精神障害などの理由で、物事を判断する能力が十分でない方に対して、成年後見制度の利用や金銭管理の福祉サービスの提供に取り組めます。

主な取組み

取組み	内容	担当課
地域共生社会の理念の周知	全ての人共に生き、共に暮らすことができる社会の理念の普及啓発に取り組めます。	地域共生推進課
虐待・暴力に対する支援の推進	虐待・暴力の防止のための普及啓発を図り、関係機関のネットワークにより、早期発見、早期解決に向けて、支援に取り組めます。また、相談から安全確保及び自立支援までの総合的な支援を推進します。	高齢介護課 障害福祉課 市民相談人権課 こども家庭支援課

取組み	内 容	担当課
日常生活自立支援事業（秦野あんしんセンター）	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人の金銭管理や福祉サービスの利用支援に取り組みます。	社会福祉協議会
障害者相談支援事業	障害者虐待防止センター「ライツはだの」を設置し、医療・保健・福祉との連携を図り、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行います。	障害福祉課
子ども家庭総合支援拠点業務	18歳未満の子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子どもの権利擁護及び虐待対策を総合的に推進します。	子ども家庭支援課

【その他関連する取組み】

- ・ 人権意識の普及啓発（市民相談人権課）
- ・ 女性相談の実施（市民相談人権課）
- ・ 要保護児童対策地域協議会の開催（こども家庭支援課）
- ・ 乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業（こども家庭支援課）
- ・ 親支援講座事業（こども家庭支援課）

成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
障害者虐待防止・権利擁護研修会の実施	障害福祉課	4回	4回	4回
確認対象児童に対する状況確認の実施割合	こども家庭支援課	100%	100%	100%
要保護児童等に対する個別ケース検討会議の開催割合【再掲】	こども家庭支援課	14%	30%	50%
「女性相談案内カード」の設置数	市民相談人権課	27か所	35か所	39か所

Memo

秦野市障害者虐待防止センター
権利擁護センター「ライツはだの」とは??

「ライツはだの」は、障害者虐待防止法に基づいて設置された、障害者虐待防止センターです。家庭や職場、障害者福祉施設などで起こり得る障害者虐待について、発見した人からの通報や虐待を受けている障害者本人からの届出を24時間体制で受け付けています。

イ 成年後見制度の利用促進

現状と課題

- ・ 本市では、平成27年度に成年後見制度の利用支援に関する中核的な専門機関として、「成年後見利用支援センター」を設置し（社会福祉協議会に委託）、成年後見に関する相談支援の普及啓発のための周知活動を実施しています。
- ・ 成年後見制度の必要性が高まる中、必要な人に支援が届く体制を整備するため、制度の更なる周知や相談窓口の拡充が求められています。
- ・ 本人の意思や心身の状況の変化に応じて、相談支援機関が成年後見制度利用の必要性を判断することが難しく、早期の発見・支援につながらない事例があるため、法律・福祉の専門職団体と連携する必要があります。
- ・ 高齢化の進行により、成年後見人等の需要が高まることを見込まれていますが、法律・福祉の専門職だけでは対応が難しく、親族後見人等の新たな担い手の確保が求められています。
- ・ 求められる後見活動や本人の状況に合わせた適切な後見人等候補者を検討するため、市、医療・福祉の関係団体、法律・福祉の専門職団体が協議する場が求められています。
- ・ 適切な候補者の選定や後見人の交代等が円滑に行えるよう、家庭裁判所との連携を強化する必要があります。
- ・ 成年後見人等と本人を継続的に見守るため、家族や親族、民生委員・児童委員等のボランティア、医療・福祉の関係団体などが連携する仕組みづくりが求められています。

取組みの方向性

- ・ 成年後見制度の周知や相談窓口の拡充を図ることで、市民及び相談支援機関の制度の理解を深め、権利擁護の必要な人の早期発見・支援につなげます。
- ・ どの地域に住んでいても必要とする人が成年後見制度を利用できるように、市、法律・福祉の専門職団体、地域の関係団体と連携し、地域で支えあう仕組みとして、「地域連携ネットワーク」の構築を目指します。
- ・ 配偶者や4親等内の親族が不在又は協力が得られない等の理由で、本人が制度を利用できず支援を受けられないという事態を防ぐため、市長が後見等の開始の申立てを行い、適切・迅速な制度利用につなげます。
- ・ 市長申立てによる後見等開始にあたり、報酬等の支払いが困難な方を対象に助成を行います。
- ・ 地域連携ネットワークのコーディネートを担う「中核機関」の設置及びその機能の段階的な拡充に向けて取り組みます。本市では、秦野市成年後見利用支

援センターを中核機関として位置づけることを検討します。

- ・ 本人の意思や状況を尊重するとともに、成年後見等の担い手不足を解消するため、親族後見人等の申立て時から選任後までを継続的に支援する体制を段階的に整備します。
- ・ チームとなって複数の関係者が本人を支援することで、親族後見人等の不適切な処理や横領など、不正の未然防止や早期発見に取り組みます。

主な取組み

取組み	内 容	担当課
制度の周知の強化、相談窓口の拡充	本人、家族・地域向けなどの研修会の回数を増やし、更なる成年後見制度の普及・啓発を図ります。 相談者の特性や状況に応じて、出張相談会や個別訪問など相談窓口を拡充します。	地域共生推進課 高齢介護課 障害福祉課 生活援護課 社会福祉協議会
適切な支援内容を協議する機会の設定	判断が難しいケースに限り、家族・親族、ボランティア、医療・福祉の関係団体など身近な支援と専門職が連携し、制度利用の必要性や支援内容などについて協議する機会を設定します。地域ケア会議など既存の会議を活用します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
成年後見ネットワーク連絡会の機能強化	市、市社協、福祉の関係団体、法律・福祉の専門職団体の連携強化と情報共有を行うことで、地域の権利擁護支援のあり方を協議します。各機関が構成員である成年後見ネットワーク連絡会を活用します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
親族後見人等の育成・支援	親族後見人等を支援する相談窓口を周知するとともに、研修会を実施することで、親族後見人等の活動を支援します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
家庭裁判所との連携強化	中核機関の設置に向けて、家庭裁判所との連携を強化します。中核機関と家庭裁判所との役割分担を明確にすることや、適切な候補者の選定、後見人の交代等がスムーズに行えることを目指します。	地域共生推進課 社会福祉協議会

成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
本人、家族・地域、関係機関（金融機関・医療機関）向けなどの広報・研修会の実施強化	社会福祉協議会	9回	10回	11回
中核機関の設置	地域共生推進課 社会福祉協議会	準備	設置 (令和3年度)	—

Memo

成年後見利用支援センターとは？

「秦野市成年後見利用支援センター」は、成年後見制度の利用に関する支援を総合的に行うことを目的に、平成27年度に設置されました。

成年後見制度を多くの人に知ってもらい、必要な人が制度を利用できるよう、様々な相談や情報提供、支援を行っています。

成年後見制度の普及啓発

市内の相談支援機関や制度の利用を考えている本人、その家族、金融機関などの関係機関を対象に、出前講座や相談会を実施しています。

成年後見制度の総合相談

制度の利用を必要とする人やその家族などに対して、制度の概要や後見人の役割などについて相談に応じています。

後見人等候補者の情報提供

弁護士、司法書士などの後見人受任団体、関係機関との調整・連携を行っています。また、身近に後見人等候補者がいない人のため、後見人等候補者の情報を提供しています。

親族後見人等の活動支援

親族後見人等が家庭裁判所に申立てを行うための手続きに関する相談や家庭裁判所への報告書類の作成支援を行っています。

Memo

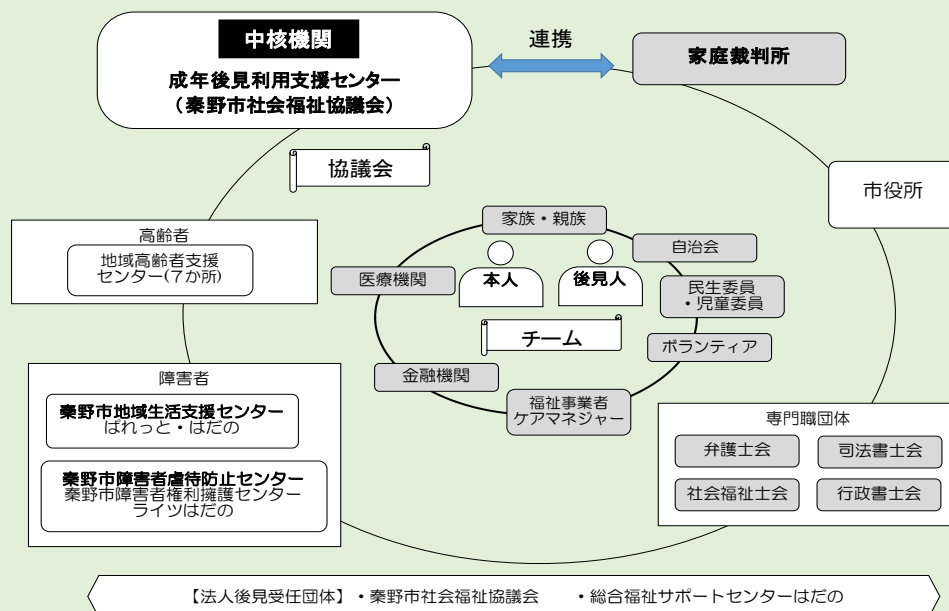
地域連携ネットワークとは？

国の成年後見制度利用促進計画では、「地域連携ネットワーク」の構築が求められています。地域連携ネットワークには、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」という2つの基本的仕組みがあり、こうした地域連携ネットワークを整備し、適切に協議会を運営していくため、「中核機関」が必要であるとされています。

地域連携ネットワーク及び中核機関には、①広報 ②相談 ③利用促進 ④後見人支援の4つの機能があり、段階的・計画的に整備することが求められています。

本市では、既存の会議等を活用して、成年後見制度の利用促進を図ります。親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人からなる「チーム」が日常的に本人を見守り、成年後見ネットワーク連絡会を「協議会」として位置づけ、関係機関と後見人等の連携体制を強化します。なお、中核機関の機能は、関係団体と連携して充実に図ります。

【地域連携ネットワークのイメージ図】



名称	役割	構成員
チーム	本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う	自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、ケアマネジャー、金融機関、医療機関 等
協議会	「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める	弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、barettto・hadano、ライツはだの、地域高齢者支援センター（7か所）、市、社会福祉協議会
中核機関	地域連携ネットワークが権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を発揮できるように、協議会の事務局や関係機関との連携などを行う	成年後見利用支援センター（社会福祉協議会）

(5) 安心できる福祉サービスの提供

ア 施設等の円滑な利用の確保

現状と課題

- ・ 保育、介護、障害福祉サービス事業の運営上の課題に、人材の確保及び育成があります。
- ・ 新型コロナウイルスを含む感染症に対しては、介護、福祉等を支える現場において、衛生用品等の確保や利用者及び支援者の双方の安全を確保した福祉サービスの提供が求められています。

取組みの方向性

- ・ 福祉サービス事業者、施設等の安定した円滑な利用の確保のため、人材確保や負担軽減等、福祉サービスの担い手に対する支援に取り組みます。
- ・ 新型コロナウイルスを含めた感染症に対する正しい知識等、関係機関と連携して、福祉施設や事業所等への適切な情報提供と感染症予防のための取組みを推進します。

主な取組み

取組み	内容	担当課
感染症の予防への支援	介護、福祉施設等の安全を確保して、安心して福祉サービスが提供できるよう、国・県等の動向を踏まえ、社会福祉協議会等と連携して、市内の福祉施設や事業所等へ適切な情報及び物資の提供等を支援します。	地域共生推進課 関係課 社会福祉協議会
介護者支援の充実	介護者の相談窓口として、「介護者ほっとライン」を設置するとともに、介護に関する知識等を普及する「介護者セミナー」や介護者同士が交流する「介護者のつどい」を開催し、介護者の精神的負担の軽減を図ります。	高齢介護課
障害福祉人材育成等支援	市内の障害福祉サービス事業所における研修や介護職員の派遣研修の経費の一部を補助することで、職員の資質の向上を図ります。	障害福祉課
保育士の就労支援	市内の民間保育所等での必要な保育士を確保するため、「保育士等就労促進給付金」を支給し、保育士の就労を支援します。	保育こども園課

イ 指導監査等体制の強化

現状と課題

- 市内には社会福祉法人が多くあり、また、介護サービス事業所等が増加し、指導等をする担当職員の知識や専門性、指導力が求められています。

取組みの方向性

- 良質で適切な福祉サービスの提供のため、社会福祉法人への指導監査や介護サービス事業所の指定等を行い、市民が安心してサービスを利用できるよう、質の向上に努めます。

主な取組み

取組み	内容	担当課
社会福祉法人への指導監査	社会福祉法人の指導監査を実施し、適正な事業運営、公益的な取組みを促進するための支援を行います。	地域共生推進課
介護サービス事業所への実地指導	介護サービス事業所への実地指導を実施し、適正な事業運営及びサービスの質の確保・向上のため、指導、助言等を行います。	高齢介護課
福祉サービス評価の推進	神奈川県が設置する「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」を活用し、事業者自らのサービスの向上を促進するため、第三者評価*制度の普及啓発を図ります。	障害福祉課
保育所等への指導監査	保育所等の指導監査を実施し、適正な事業運営及び保育の質の確保・向上のため、指導、助言等を行います。	子育て総務課

成果・活動量

指標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
介護サービス事業所の集団指導講習への参加率	高齢介護課	93.8%	94.0%	95.0%
介護サービス事業所の実地指導件数	高齢介護課	46件	25件	25件

ウ 情報提供の充実

現状と課題

- ・ 様々な福祉サービス・ボランティアに関する情報がある一方で、市民にとっては分かりづらい状況があります。

取組みの方向性

- ・ 市民の誰もが安心して暮らすため、必要とする福祉情報をより分かりやすく、より簡単に入手できるように、「広報はだの」や市のホームページをはじめ多様な媒体を使った情報提供の仕方を工夫するとともに、提供する情報の充実を図ります。

主な取組み

取組み	内容	担当課
「広報はだの」・市ホームページ等を通じた福祉総合情報の充実	地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、「広報はだの」や各種情報誌、市のホームページ、SNS等の媒体を利用し、提供する情報の充実を図ります。内容の充実だけでなく、見やすさ（文字、図表、イラストなど）等分かりやすく情報を伝える工夫を行います。	関係課
NPO法人・ボランティアの情報提供	市民活動サポートセンター及びボランティアセンターでは、NPO法人・ボランティアの情報提供を行います。	地域共生推進課 市民活動支援課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員との連携による情報提供	民生委員・児童委員を通じて、福祉サービスの情報を提供します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
声の広報、点字広報、拡大版広報の発行	カラーユニバーサルデザイン ^(※) 等に配慮し、読みやすい文字の大きさや紙面配置等を工夫し、視覚障害者を対象に、音声・点字・拡大版による市広報を発行します。	広報広聴課

※ カラーユニバーサルデザイン…多様な色覚に配慮して、情報ができるべく全ての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること

2 みんなで支えあう地域づくり

(1) 地域共生社会の理念の周知

ア 福祉教育

現状と課題

- ・ 地域共生社会の実現に向けて、子どものときから、様々な人の立場に立って、考える心を育む取組みが求められています。

取組みの方向性

- ・ 子どもたちが様々な人の違いに気づき、思いやり、行動できる意識を学ぶ教育の機会を充実します。

主な取組み

取組み	内容	担当課
福祉教育の実施	福祉教育指定校において、社会福祉協議会と連携し、福祉教室、福祉体験プログラム、中学校ボランティア体験学習など福祉施設等への訪問や交流を行います。	教育指導課 社会福祉協議会

【その他関連する取組み】

- ・ 認知症サポーター^(※1)養成講座（高齢介護課・教育指導課）

成果・活動量

指標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
地域共生社会の実現に向けた意識の定着度 ^(※2)	教育指導課	43%	60%	70%
認知症サポーター養成講座の実施数	教育指導課	6校	14校	18校

※1 認知症サポーター…認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人

※2 地域共生社会の実現に向けた意識の定着度…全国学力・学習状況調査の質問紙調査で、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」の設問に肯定的に答えた児童生徒の割合

イ 相互理解の促進

現状と課題

- ・ 地域共生社会の実現に向けて、地域に目を向け、周りの人に関心を持つことが大切です。

取組みの方向性

- ・ 相手の立場や状況を理解し、お互いの個性を認めあい、一人ひとりが支えあう意識を高めることができるよう、普及啓発に取り組みます。

主な取組み

取組み	内容	担当課
地域共生社会の理念の周知	地域共生社会の実現に向けた理念を幅広く周知します。	地域共生推進課
認知症への理解促進	認知症高齢者にやさしい地域づくりを目指し、認知症サポーター及び認知症キャラバン・メイト ^(※1) を養成し、地域での活動を支援します。	高齢介護課
福祉事業所合同説明会	「福祉事業所合同説明会」を開催し、障害者が就労しやすい環境づくりを推進します。	障害福祉課
こころのバリアフリーの普及啓発	障害者に対する「心の壁」を除き、理解が深まるよう普及啓発に取り組みます。	障害福祉課
ピア活動 ^(※2) の普及啓発事業	精神障害者に対する正しい理解と障害者福祉の普及啓発のため、講演や体験発表など地域の団体に向けた研修・啓発事業を実施します。	障害福祉課
人権意識の普及啓発	人権問題への理解を促すための啓発活動や人権に関する相談事業に取り組み、一人ひとりが尊重される、差別のない地域社会の実現を目指します。	市民相談人権課

※1 認知症キャラバン・メイト…地域共生政策自治体連携機構が定めるキャラバン・メイト研修を受講し、登録された人のこと。認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める。

※2 ピア活動…ピア(peer)とは「仲間」という意味です。同じ悩みや症状などの問題を抱え、同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験をもとに語りあい、共感等をするすることで、支えあう取組み

取組み	内 容	担当課
男女共同参画の意識啓発	男女共同参画社会に対する理解と意識を深めるため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や性別による固定的な役割の解消など、男女共同参画意識の普及啓発に取り組みます。	市民相談人権課
地域の国際化推進	外国籍市民へ日本語指導を行う暮らしの教室や、市民と外国籍市民との交流事業などにより、地域の国際化を推進します。	文化振興課

【その他関連する取組み】

- ・多文化共生社会^(※)の実現に向けた講演会等の実施（教育指導課）

成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
ピア活動の普及啓発事業の実施回数	障害福祉課	18回	20回	20回
講演会に参加して人権への理解が深まった人の割合	市民相談人権課	86.5%	88.0%	89.0%

Memo  **あなたにもできる！ちょっとした助けあい！**

(例)

- ・点字ブロックの上に自転車を置かない。
- ・被災者支援のための特産品販売コーナーで買い物をする。
- ・障害のある方が働く事業所が運営する食堂を利用してみる。
- ・SNS等で人を傷つけるような書き込みをしない。
- ・車いすの方がエレベーターを利用するときは、乗るまで開くボタンを押す。
- ・街中で道に迷っている、困っている人を見かけたら、声をかける。
- ・近所の方や登下校の子どもたちへあいさつや声かけをする。
- ・ごみ出しが困難な高齢者世帯のごみ出しを手伝う。

※ 多文化共生・・・国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

(2) 社会参加・交流の促進

ア 生きがいや社会参加・交流の場づくり

現状と課題

- ・ 世帯構造の変化や地域における人間関係の希薄化が進んでおり、社会的な孤立やひきこもり等が社会問題になっています。
- ・ 地域活動に興味や関心はあっても、日常の生活で忙しい、何をしたらよいか分からず、地域参加、交流に踏み出せない方を支援する仕組みが求められています。

取組みの方向性

- ・ 高齢者の多様な生活スタイルに合わせ、生活支援コーディネーターを中心に地域の人と様々な関係機関をネットワーク化し、地域ニーズや資源の把握、新たな地域資源の創出を進めます。
- ・ 心身ともに健康で暮らしていくため、人との関わりが重要であり、子どもから高齢者、誰もが生き生きとした生活が送れるよう、身近な地域での交流・社会参加を促進します。
- ・ 地域活動に参加したいという市民の思いを後押しする一層の取組みとともに、活動を希望する市民と人材を求める団体を結び付ける環境づくりに取り組みます。

主な取組み

取組み	内容	担当課
保健福祉センターの管理運営	市民の保健の充実並びに福祉の増進を図る地域の拠点として、関係団体の協力のもと、安全で快適な施設運営及び維持管理を行います。	地域共生推進課
生活支援体制整備事業	市内7か所の地域高齢者支援センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、各地区における課題や資源の把握に努め、関係機関のネットワークを構築します。また、関係機関との協議により、地域の課題とその解決に向けた検討を行います。	高齢介護課

取組み	内 容	担当課
高齢者の就労支援	働く意欲のある高齢者の豊かな経験と能力を生かした就業の機会を広げ、労働を通じて、生きがいを感じ、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりを行います。	高齢介護課
地域介護予防活動・住民主体の通いの場への支援	元気な高齢者が活躍し、地域の中で自らの生きがいとして活動できるよう、市民ボランティア団体、NPO法人等が運営する通所サービスや健康づくり、介護予防につながる活動の拡大に向けて支援します。	高齢介護課
社会参加促進事業	障害者の社会参加を促進するため、手話通訳者養成事業、点字広報等発行事業、精神保健福祉地域交流事業、パラスポーツフェスティバル等を実施します。	障害福祉課
農福連携マッチング等支援事業	障害者の日中活動の場の充実や農業分野での就労機会の確保及び工賃向上を図るとともに、農業の担い手を確保するため社会福祉協議会、JA、市等が連携し、障害福祉サービス事業所と農業法人等をマッチングする神奈川県モデル事業「農福連携マッチング等支援事業」に取り組みます。	障害福祉課 農業振興課 社会福祉協議会
子どもの居場所事業の運営支援	食事の提供や学習支援を行う「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体に対し、運営費の一部を補助するとともに、活動の場の確保や市民への周知等で活動を支援します。	子育て総務課
コミュニティ保育推進事業 【再掲】	就園前の子どもを持つ保護者がグループを作り、保育士の助言を受けながら、児童館や公園等で活動しているコミュニティ保育グループが、継続して安定した運営ができるよう支援します。	子育て総務課
地域子育て支援拠点事業 (ぼけっと21等) 【再掲】	就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる場を提供し、育児についての情報交換や子育てや家庭に関する不安や悩みに対し、子育てアドバイザーが相談・助言を行います。	子育て総務課
かみ放課後子ども教室	放課後の安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)の確保を図り、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを継続します。	生涯学習課

【その他関連する取組み】

- ・老人クラブ活動の支援（高齢介護課）
- ・自治会加入促進活動（市民活動支援課）
- ・市民活動サポートセンター（市民活動支援課）
- ・児童館事業（こども育成課）
- ・ボランティアセンター（社会福祉協議会）

成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
住民主体の通いの場 への参加高齢者数	高齢介護課	4,892人	5,100人	5,200人
パラスポーツフェス ティバルの参加者数	障害福祉課	1,102人 ※かながわスポー ツフェスティバル と合同開催	700人	700人

Memo  地域での様々な活動団体・・・

1 「自治会」

地域を基盤に、地縁という絆で結ばれた市民の自主的な共同体です。お祭りなどの地域行事や交流、防犯・防災、清掃、環境美化活動など、様々な活動を通して、よりよい地域コミュニティづくりに取り組んでいます。市では、自治会の活動や運営を支援するとともに、加入促進活動への支援を推進しています。

2 「老人クラブ」

自治会等を単位に結成した自主的なグループで、「元気に、仲良く、豊かに、楽しく生きる」をキャッチフレーズに世代を超えたふれあいや社会奉仕、旅行、スポーツ活動等を行っています。

3 「青少年指導員」

子ども会やその他の青少年団体の活動を指導、援助し、スポーツやレクリエーション活動の指導及び普及を行っています。

4 「保護司」

平成28年（2016年）12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。法務大臣から委嘱を受けた保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び過ちを犯すことなく、早期に更生できるように、保護観察官と協力して地域の犯罪の予防活動に取り組んでいます。

Memo

地域づくりにつながる事業の紹介

～移動（通院・買い物）支援＋社会参加＋社会福祉法人の「公益的な取り組み」～

「とちくぼ買い物クラブ」

買い物に行くことが難しい地域の住民に買い物の移動支援サービスを提供し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくことを目的に、栃窪自治会と協働で買い物支援モデル事業「とちくぼ買い物クラブ」を実施しています。

地元の社会福祉法人「浄泉会」から車両の提供を受け、地域のボランティアが運行し、市がそれを支援する仕組みです。

これまで徒歩や自分で運転する車で買い物に行っていた人が、皆で集まって週1回買い物に行くことで、「楽に行けるようになった」「重いものも買えるようになった」という利便性の向上だけでなく、「車内での会話が楽しい」「地域の見守りにつながっている」といった声もあり、地域コミュニティの活性化につながっています。

また、通院などへの対応策が課題となっていました。社会福祉法人「輝星会」から、施設と渋沢駅を往復する定期便（職員や入所者家族を送迎、1時間に1本）の利用について提案があり、ルート上にある栃窪地区の通院等に困る住民も無料で同乗できることになりました。

買い物は「とちくぼ買い物クラブ」、そのほかの外出は定期便と使い分けることができ、地域に大変喜ばれています。この2つの取り組みにより、地域の中で課題を把握・解決し、より住みやすい地域づくりにつながっています。

イ 外出支援（移動支援）策の推進

現状と課題

- ・ 超高齢社会を迎え、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者など誰もが利用しやすい鉄道やバスなどの公共交通の環境整備とともに外出するための移動手段を整備し、充実することが必要です。
- ・ 加齢や免許証返納等に伴い、外出や買い物が困難になる高齢者の増加が見込まれます。
- ・ 地域の中で安定した生活及び社会参加のため、交通手段だけではなく、コミュニケーション手段の支援が必要です。

取組みの方向性

- ・ 公共交通事業者と協働して、誰もが利用しやすくするため公共交通の環境整備に取り組んでいきます。
- ・ 市民のニーズや地域の実情を把握したうえで、地域住民や民間事業者、関係機関がそれぞれの特性を生かしながら連携し、役割分担することにより地域の実情に応じた移動手段の確保への支援に取り組みます。
- ・ 移動やコミュニケーションに困難を伴う人に対して、その障害の状況等に配慮したきめ細やかな支援を行います。

主な取組み

取組み	内容	担当課
福祉有償運送 ^(※) 制度の活用	介護を必要とする高齢者や障害者など、NPO法人等が原則としてドア・ツー・ドアで行う有償の移動支援サービスの利用の促進を図ります。	地域共生推進課
地域支えあい型認定ドライバーの養成	地域の支えあい活動として、移動が困難な人を支援するボランティアや福祉有償運送の移送ドライバーの育成をします。	高齢介護課
公共交通の整備	路線バスやコミュニティタクシー等、市民の日常生活における移動手段を確保していくとともに、公共交通空白・不便地域などにおいては、地域住民や交通事業者と連携・協働し、課題の解決を検討します。	交通住宅課

※ 福祉有償運送・・・NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、介護を必要とする高齢者や障害者など、公共交通機関を使用して移動することが困難な方に対して、通院・通所・レジャーなどを目的に有償で行う送迎サービス

取組み	内 容	担当課
福祉用具・車両等の貸出し	外出困難な高齢者・障害者等を対象に、通院や買い物などに利用できる福祉車両や短期で車いすを貸出しています。	社会福祉協議会

【その他関連する取組み】

- ・福祉タクシー利用券の交付（障害福祉課）

Memo 秦野市内で活動する赤十字奉仕団とは？

赤十字奉仕団とは、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

市町村ごとに組織された「地域赤十字奉仕団」と特殊な資格・技術等を持った人たちが組織された「特別奉仕団」があり、活躍しています。

1 地域赤十字奉仕団

「秦野市赤十字奉仕団」

救急法や幼児安全法、健康生活支援の講習会、献血広報活動、秦野たばこ祭りなど市の行事の際の救護支援、また山のある本市ならではの安全登山キャンペーン等、地域に根差した奉仕活動を実施しています。

2 特別赤十字奉仕団

(1) 「秦野市誘導赤十字奉仕団『歩歩ほほの会』」

視覚に障害を持っている方の日常の買い物や散歩等の外出支援を行います。また、年間を通して、一緒に楽しめる様々なイベントも開催しています。

(2) 「秦野市点訳赤十字奉仕団」

視覚に障害を持っている方に、点訳による情報をお届けしています。「広報はだの」等の刊行物や楽譜などの点訳を行っているほか、図書館に点訳蔵書を寄贈しています。また、触って読む触図の案内図等も製作しています。

(3) 「秦野市録音赤十字奉仕団『ひまわり』」

視覚に障害を持っている方に、音声による情報提供を行います。具体的には、録音図書の作成や広報はだの等の様々な刊行物をCD等に録音し、声の情報をお届けしています。

(4) 「秦野市拡大写本赤十字奉仕団」

弱視や高齢で小さい文字が見えづらい方に、文字を大きくした拡大写本を作成します。小中学校の教科書、広報はだの・子ども広報拡大版、図書館蔵書、個人から依頼のあった電車やバスの時刻表などの作成を行っています。

ウ バリアフリー化の推進

現状と課題

- ・ 子育て世代や高齢者、障害者など、誰もが気軽に外出し、誰もがより安全に、快適に暮らせる社会参加できるまちづくりが必要です。

取組みの方向性

- ・ 道路や学校などの公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい、やさしい住みよいまちづくりを促進します。
- ・ 様々な人が過ごすまちにおいては、誰もが安心して移動できるように、道路通行や交通安全のルールとマナーの徹底を普及啓発するとともに、困っているときは、支えあおうとする配慮や気遣いといった「心のバリアフリー」を推進します。

主な取組み

取組み	内容	担当課
建築物のバリアフリー化の促進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、対象建築物のバリアフリー化の促進に努めます。	建築指導課
学校施設のバリアフリー化の推進	障害のある児童生徒や避難所の開設時における高齢者、障害者等の利用等に配慮した学校施設のバリアフリー化に努めます。	教育総務課
ノンステップバス ^(※) 導入事業	子ども、高齢者、障害者など誰もが利用しやすくするため、バス事業者と連携し、公共交通の環境整備を支援します。	交通住宅課

【その他関連する取組み】

- ・ 放置自転車の防止の啓発活動（地域安全課）
- ・ 交通安全講習会等の開催（地域安全課）

※ ノンステップバス…床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス

Memo



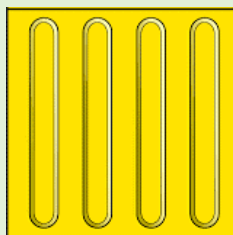
視覚障害者誘導用ブロックとは？

視覚障害者が安全かつ快適に移動できるよう支援するため、足裏の触感覚で認識できるように、地面や床面に敷設された、突起があるブロック（プレート）のことで、視覚障害者の妨げにならないよう物を置かないようにしましょう。

なお、点字ブロックには、2種類あります。

1 誘導ブロック（線状ブロック）

進行方向を示すものです。

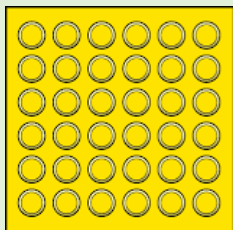


GO



2 警告ブロック（点状ブロック）

危険箇所や誘導対象施設等の位置を示すものです。



STOP

(3) 地域福祉を担う人材の育成

現状と課題

- 自治会や民生委員・児童委員など地域福祉活動の担い手が高齢化し、また固定化する一方で、女性や高齢の方の就業者の増加に伴い、地域における担い手の確保はますます困難になっています。
- 新たな人材を確保するため、これまで福祉活動への参加が少なかった世代への働きかけや民間活力を活用した取組みの必要性が増しています。

取組みの方向性

- 将来の担い手の育成に向けて、子どもの頃から地域福祉活動に親しみを持つ機会を提供します。
- 地域福祉活動に興味を持ってもらえるよう、市民が参加しやすいボランティア等に関する講座や体験の機会を充実します。

主な取組み

取組み	内容	担当課
民生委員・児童委員の周知、活動支援	地域における最も身近な相談相手の民生委員・児童委員の活動を周知するとともに、生活上の様々な相談を受け、関係機関へつなげるように活動を支援します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
認定ヘルパー及び生活援助従事者等の研修	要支援者等の訪問型サービスを担う認定ヘルパーや生活援助サービスを提供する生活援助従事者等の研修を実施し、介護の担い手を育成します。	高齢介護課
地域支えあい型認定ドライバーの養成【再掲】	地域の支えあい活動として、移動が困難な人を支援するボランティアや福祉有償運送の移送ドライバーを育成します。	高齢介護課
ボランティアの養成	手話、点訳等の各種ボランティア講座や中学生・高校生のボランティア体験学習を実施し、多様な福祉活動の担い手を育成します。	社会福祉協議会
市民活動サポートセンターの活用	市民ボランティアの育成、活動支援に向けて、市が運営する「市民活動サポートセンター」の運営支援を行います。	市民活動支援課

取組み	内 容	担当課
はだの市民活動 団体連絡協議会 (れんきょう)	各団体の活性化や団体活動の推進を目的に、環境保護、福祉、教育など、様々な分野で活動するボランティア団体（現在52団体）が横の連携をとりながら、活動を行います。	市民活動支援課
ゲートキーパー の養成	心に悩みを抱えている人に早期に気づき、行政の窓口や相談支援機関への橋渡しを支援する「ゲートキーパー」の養成を行います。	健康づくり課
福祉教育の実施 【再掲】	福祉教育指定校において、社会福祉協議会と連携し、福祉教室、福祉体験プログラム、中学校ボランティア体験学習など福祉施設等への訪問や交流を行います。	教育指導課 社会福祉協議会

【その他関連する取組み】

- ・自治会加入促進活動（市民活動支援課）【再掲】

成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
市民活動サポート センター利用者数	市民活動支援課	3,140人	3,400人	3,500人
はだの市民活動団体 連絡協議会の加盟団 体数	市民活動支援課	54団体	55団体	55団体
ゲートキーパー養成 数	健康づくり課	1,319人	1,700人	1,900人

(4) 地域における見守りの推進

現状と課題

- ・ 地域での人間関係が希薄化し、地域生活課題を抱える人に気づかず、支援が遅れるなど、地域の中で、日頃から、顔の見える関係の構築が必要です。
- ・ 早期に発見し、早期に関係機関の支援につなぐことが求められています。
- ・ 市民と関係者が支えあうことを目的とする見守り活動において、個人情報を取り扱うことが必要な場合もあります。しかし、個人情報の提供に不安を感じる人もいます。

取組みの方向性

- ・ 民生委員・児童委員、青少年相談員、保護司、自治会、地域高齢者支援センター、ボランティアなど、多様な主体による見守り活動を促進します。
- ・ 支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めない人を早期に発見するため、見守りのネットワーク及びアウトリーチ活動を充実させ、必要に応じて関係機関による支援、見守りにつなげていきます。

主な取組み

取組み	内容	担当課
民生委員・児童委員による見守り活動	子ども、高齢者、障害者、ひとり親家庭、生活困窮者などの多様な相談を受け、相談内容に応じて、関係機関へ橋渡しをします。	地域共生推進課 社会福祉協議会
地域見守り活動事業	新聞や郵便配達、宅配事業者、電気小売業者、商店街等と連携し、民間事業者等の見守り活動を促進していきます。	地域共生推進課
ひとり暮らし高齢者等登録事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者や65歳以上のみの世帯を対象に、地域が高齢者を見守り、支えあう体制を推進します。	高齢介護課
ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業	日常の食生活に支障をきたしている在宅のひとり暮らし高齢者等の健康で自立した生活の確保を図るとともに、安否確認を行うため、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達します。	高齢介護課

取組み	内 容	担当課
介護者支援の充実【再掲】	介護者の相談窓口として、「介護者ほっとライン」を設置するとともに、介護に関する知識等を普及する「介護者セミナー」や介護者同士が交流する「介護者のつどい」を開催し、介護者の精神的負担の軽減を図ります。	高齢介護課
認知症サポーター等の養成事業	認知症高齢者の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、認知症を正しく理解し、見守る「認知症サポーター」を養成します。また、「認知症サポーター」を養成する講座の講師となる「認知症キャラバン・メイト」を育成及び支援します。	高齢介護課
認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の専門職と各地域高齢者支援センターに配置する認知症地域支援推進員が連携を図り、認知症高齢者やその家族への、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。	高齢介護課
認知症カフェ（オレンジカフェ）への支援	認知症やその家族など誰もが気軽に集える場として、市民が運営する「認知症カフェ」の運営経費の一部を助成する等、参加者同士の交流や情報提供を促進し、介護者の心理的負担の軽減を図ります。	高齢介護課
まちづくりや福祉の地区拠点の設置への支援	各地区まちづくり委員会や地区社会福祉協議会*が行う拠点整備に対して、補助金の交付や助言、支援を行います。	市民活動支援課 社会福祉協議会
社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行の防止や立ち直りについて地域社会や青少年の理解を深めるため、保護司会などボランティアや法務局等とともに「社会を明るくする運動」を実施します。	市民相談人権課
各地区の青少年相談員による街頭巡回指導等	青少年の非行や犯罪防止のため、声かけ運動や街頭等のパトロールを行います。	こども育成課
ほほえみ収集	高齢者や障害者などを対象に、ごみの戸別収集を実施します。	環境資源対策課

※ 地区社協・・・地域福祉を推進することを目的に、市内7地区に自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ、社会福祉施設などが中核となり構成される自主的組織。略して「地区社協（ちく・しゃきょう）」と呼んでいます。

取組み	内 容	担当課
商業活性化事業 【招（商）福連携 ハダ恋にぎわい商店街「はだの商人（あきんど）宅配サービス店紹介事業」】	WEBサイト「ハダ恋にぎわい商店街」にて、市内の買い物が困難な人などを対象に宅配、出張サービスを行う「はだの商人（あきんど）宅配サービス店」を紹介します。	産業振興課

【その他関連する取組み】

- ・ こども見守りボランティア会議（こども育成課）
- ・ 避難行動要支援者の把握・支援体制の推進（高齢介護課・障害福祉課・防災課）
- ・ N e t 1 1 9 緊急通報システム^(※)の推進（障害福祉課・情報指令課）
- ・ 緊急通報システム事業の推進（高齢介護課）

成果・活動量

指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
在宅高齢者及び身体障害者家庭内事故等対応整備事業登録者数	高齢介護課	146人	350人	450人
認知症サポーター養成者数	高齢介護課	13,250人	20,000人	24,000人
まちづくり拠点の設置数	市民活動支援課	3か所	4か所	5か所
保護司の活動に関する広報の媒体数	市民相談人権課	5件	6件	7件
青少年相談員の充足率	こども育成課	83人	96人	96人
招（商）福連携ハダ恋にぎわい商店街「はだの商人（あきんど）宅配サービス店紹介事業」登録店舗数	産業振興課	※令和2年度から事業開始	70件	90件

※ N E T 1 1 9 緊急通報システム…聴覚・言語機能障害者が円滑な緊急通報を行うため、スマートフォンや携帯電話等の通報用Webサイトから、文字入力による操作とG.P.S測位情報を活用して、「会話をせずに」簡単な操作で119番通報が可能となるシステム

(5) 社会福祉法人等による公益的活動の促進

現状と課題

- 平成28年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人は「地域における公益的な取組みを責務として取り組まなければならない」と規定され、「地域における公益的な取組み」を行うことが推奨され、既に、多様な取組みを展開しているにも関わらず、地域における公的な取組みとして認識されていない状況も見受けられます。
- 新型コロナウイルス禍の影響により、民間企業等から、感染防止対策等への寄付が寄せられ、助けあい活動への関心が広まっています。

取組みの方向性

- 社会福祉法人や福祉サービス事業者、NPO法人等について、これまでの多様な取組みが地域共生社会の実現につながっていることを市民はじめ地域社会全体で再認識され、地域や市、社協等とのつながりを強化し、地域の福祉ニーズに対応した公益的活動が更に促進されるよう、市は、必要な支援を行います。
- 地域の活動に積極的に携わることができなくても、寄付等により、地域活動を支援することができるよう、共同募金、日赤募金、福祉団体への寄付を呼びかけ、公益的活動への理解を深めるよう取り組みます。

主な取組み

取組み	内容	担当課
福祉寄付等の周知	寄付の趣旨と合わせて、広報紙などで活用事例の周知を図ります。	地域共生推進課
社会福祉法人による公益的活動の促進	地域における福祉ニーズを反映した公益的な取組みを行うことができるよう支援します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
はだの地域公益事業基金	平成28年度の社会福祉法の改正に先駆けて、社協と施設部会※が中心となり設立し、「たすけ合い給付金事業」や低所得者に対する法外ヘルパー派遣事業の利用料免除など、既存の制度では対応できない地域の福祉課題の解決のため役立てています。	社会福祉協議会

※ 施設部会・・・市内の社会福祉法人及び社会福祉施設で構成する秦野市社会福祉協議会の組織

Memo 赤い羽根共同募金とは？

共同募金は、戦後間もない昭和22年（1947）年に、市民が主体の民間運動として始まりました。当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律（現在の「社会福祉法」）に基づき、地域福祉の推進のための資金を集める民間の運動として活用されてきました。

自治会等の協力により地域で集められた資金は、市内の社会福祉法人や NPO 法人、ボランティア団体等に配分され、地域のために役立てられています。

Memo 地域福祉の充実

平成28年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人には「地域における公益的な取り組み」が求められています。

これは、社会福祉法人の公益性や非営利性に着目したもので、例えば、地域の障害者や高齢者と住民との交流を目的とする行事の開催、子育てや介護をする家族同士の交流の場が提供されています。

また、そのほかにも、NPO法人が地域と連携し、地域づくりにつながった事例や地元企業等から福祉を目的とした寄付が毎年寄せられています。

このような様々な民間活力を生かした地域福祉の推進は、多様な主体の参画による地域づくりにもつながっています。

（例）

- ・新型コロナウイルスで福祉の現場で頑張る人たちへの応援メッセージ
- ・社会福祉協議会による手作りマスクでの応援



「新型コロナウイルスで福祉の現場で頑張る人たちへの応援メッセージ」

(6) 避難行動要支援者の把握・支援体制の推進

現状と課題

- ・ 子どもや高齢者、障害者、在宅難病患者等は、災害時に一人で避難することができないなど、支援及び配慮が必要になることがあります。
- ・ 大規模災害の発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶により、災害対応力の低下が懸念されます。
- ・ 災害時における避難行動要支援者の受入れ体制の整備、充実を図ります。

取組みの方向性

- ・ 避難行動要支援者の名簿を毎年更新し、適切に管理するとともに、地域ごとに日常的な見守りや名簿を活用した訓練の実施に取り組みます。
- ・ 誰もが安心して避難生活を送ることができるよう、災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な方を受け入れる福祉避難所^(※)等の拡充に取り組みます。

主な取組み

取組み	内容	担当課
避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練の実施	避難行動要支援者の安否確認を円滑かつ迅速に行えるよう、避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施します。	高齢介護課 障害福祉課 防災課
避難行動要支援者名簿の更新	定期的に避難行動要支援者名簿を更新し、自治会、民生委員・児童委員等に提供するとともに、要支援者の避難支援計画の作成を促進します。	高齢介護課 障害福祉課 防災課
福祉避難所 ^(※) の整備	福祉避難所の確保に向けて、事業者との協議を進めるとともに、福祉避難所の指定施設に、避難時当初に最低限必要な物品を配備します。	高齢介護課 障害福祉課 防災課

【その他関連する取組み】

- ・ 災害ボランティアセンターの運営（市民活動支援課、社会福祉協議会）

※ 福祉避難所・・・既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、ケアが行われるほか要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所

成果・活動量

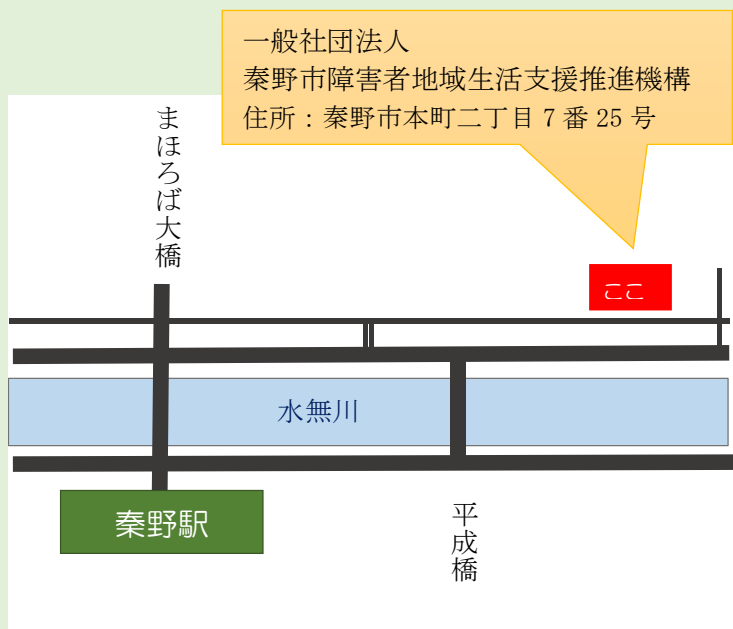
指 標	担当課	現状値 元年度 (2019年度)	中間値 5年度 (2023年度)	目標値 7年度 (2025年度)
避難行動要支援者 名簿の更新	防災課	2回	2回	2回
福祉避難所の協定 締結施設受け入れ 可能人数	障害福祉課	210人	220人	220人

Memo

**災害時における
帰宅困難者(障害者・高齢者等)の支援**

平成31年3月に一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構と秦野市で「災害時等における帰宅困難者の支援に関する協定」を締結しました。

この協定の締結により、災害時の帰宅困難者のうち、障害者、高齢者等支援を必要とする方が一時休憩スペースとして施設を利用することができます。



第6章 計画の推進体制

1 市の体制

本計画は、子ども、高齢者、障害者、生活困窮等の福祉の分野にとどまらず、安全・安心、健康づくり等の幅広い分野から福祉をとらえ、地域福祉を推進していくものです。

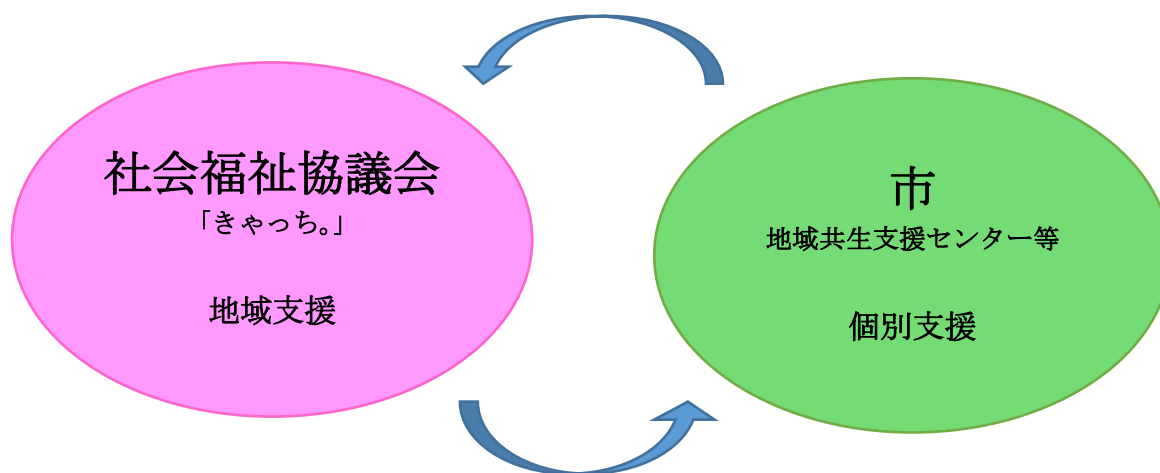
計画の推進に当たっては、複雑・多様化する地域の課題に対し、関連部署との連携を十分に図り、より効果的に事業を推進するよう努めます。

2 社会福祉協議会との連携

市は、地域福祉を推進するに当たって、密接な関係にある社会福祉協議会とのより一層の連携体制のもと、地域共生社会の実現に向けて、一体的に施策を推進していきます。

また、秦野市社会福祉協議会では、本計画の理念を具体的な行動に転換させるため、「第5期秦野市社協地域福祉活動計画」を策定しています。

2つの計画が車の両輪となり、市と社会福祉協議会が相互に連携し、地域のつながりを豊かにし、地域共生社会の実現を目指します。



3 市民・地域団体・サービス事業者との連携

本計画の基本理念である「地域で共に支えあい、全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの」を目指し、市民、地域活動団体・事業者、社会福祉協議会、市がそれぞれの分野において、できることを積み重ね、互いに連携し、協働しながら、計画の実現に向けて取り組みます。

1 市民の役割

市民一人ひとりが、地域を支える重要な一員です。自治会への加入やボランティア活動など、積極的に地域福祉活動へ参加・協働する等により、地域福祉を支える大きな力になることが期待されています。全ての人がかげがえのない存在であることを認めあい、日頃から、地域住民同士のふれあいを深め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを主体的に担っていけるよう努めましょう。

2 事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援や権利擁護、サービスの質の向上、事業内容等の情報提供や他のサービスと連携しながら、利用者の「その人らしい暮らし」を支えていく役割があります。

福祉に関する専門的な支援力を生かしながら、利用者や家族が安心して利用できるサービスの提供に努めるとともに、地域福祉活動へ参加、協力しましょう。

3 地域福祉活動団体の役割

自治会や地区民生委員児童委員協議会、ボランティア団体等は、つながりや相互の支えあいを広げ、課題に気づいたら、丁寧に受けとめましょう。支援を必要とする方の特性や個別事情を踏まえつつ、公的な福祉サービスでは対応できないような、多様な困りごとに柔軟に応じたり、団体同士で連携したり、専門的な支援が必要な場合に関係機関につなげましょう。

4 行政の役割

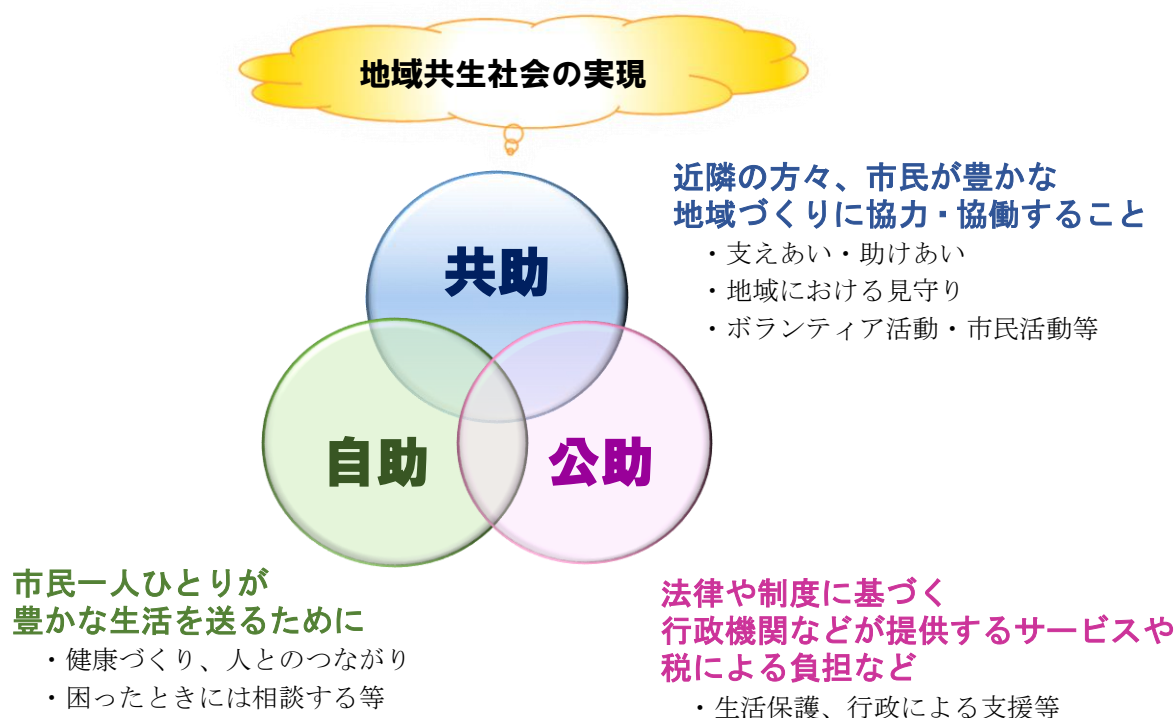
地域生活課題を抱える市民一人ひとりの支援を確実に行うことが期待されます。

1つの相談窓口だけでは解決が困難な複合課題には、分野横断的かつ包括的な支援を行う体制を推進します。市民・地域活動団体等が取り組む地域福祉活動が一層、有意義なものとなるよう、市の施策や地域との協議の場などを地域福祉の視点から推進し、地域生活課題の把握と解決に向けた連携の重要性を広く周知します。

地域への情報提供、活動支援、意識啓発、人材育成等を通じて、地域生活課題の早期発見・早期支援につなげます。

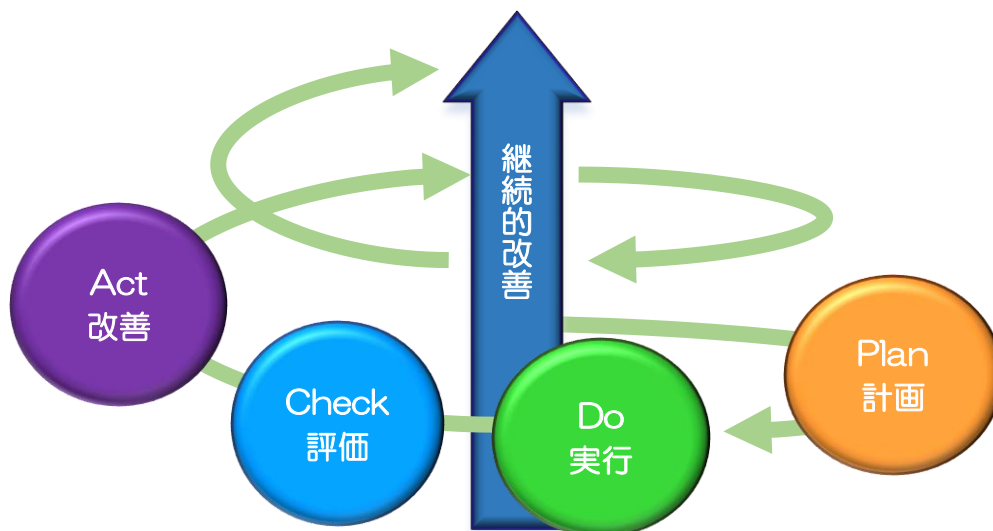
このような取組みを着実に推進することで、秦野市らしい支えあいの地域づくりに努めます。

【自助、共助、公助のイメージ】



4 進行管理

地域内でのきめ細やかな取組みが必要とされます。そこで、定期的に、計画の実施状況を点検、把握し、その結果について考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくことが必要なため、PDCA (Plan Do Check Act) サイクルを繰り返しながら、計画の推進を図ります。



資料編

1 計画の策定経過

(1) 説明会等

年度	開催日	名称等
令和元年度	2月10日～14日	秦野市自治会連合会説明会
	2月13日	第1回秦野市社会福祉協議会理事懇談会
	2月15日	秦野市障害者地域生活支援推進機構研修会
	2月25日	秦野市民生委員児童委員協議会常任理事会
	3月24日	地域高齢者支援センター管理者会議
令和2年度	6月9日	秦野伊勢原医師会総務委員会
	6月18日	第1回秦野市自治会連合会役員会
	6月23日	第3回地域高齢者支援センター連絡会
	7月2日	秦野市介護支援専門員協会事業者部会
	7月6日	秦野市子育て支援センター（ぼけっと21等）管理者会議
	8月13日	第1回秦野市社会福祉協議会理事懇談会
	9月2日	第2回秦野市高齢者保健福祉推進委員会
11月7日	秦野市手をつなぐ育成会役員会研修会	

(2) 策定会議等

年度	開催日等	事業	主な内容
令和元年度	6月24日	第1回秦野市相談支援包括推進会議	今後の取り組み方針等の説明
	6月17日～8月7日	地域共生社会の実現に向けたアンケート・ヒアリング調査の実施	
	6月21日～27日	地域共生社会への取組みに関するWebアンケート調査の実施	
	7月1日	第1回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	成年後見制度利用促進計画の策定の説明
	7月29日	第2回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	成年後見制度利用促進計画の策定の説明
	9月6日	第2回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	中核機関及び地域連携ネットワークの支援体制整備の検討
	9月11日	第2回秦野市相談支援包括推進会議	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査等の報告 地域共生社会の実現に向けた地域のあり方(案)の検討

令和 元 年 度	10月16日	第1回秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会	地域共生社会の実現に向けた地域のあり方(案)の検討
	10月28日	第3回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	成年後見制度利用促進及び後見人支援の機能の検討
	11月7日	第3回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	地域連携ネットワークのあり方(案)の検討
	11月29日	第3回秦野市相談支援包括推進会議	地域共生社会の実現に向けた地域のあり方(案)の検討
	12月9日	第2回秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会	地域共生社会の実現に向けた地域のあり方(案)の検討
	1月20日	第4回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	中核機関及び地域連携ネットワークの支援体制整備の検討
	2月12日	「秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針」を策定	
	2月14日	第3回秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会	地域共生社会の実現に向けた基本方針の報告
	2月19日	第4回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	中核機関及び地域連携ネットワークの支援体制整備の検討
	2月19日	第5回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	中核機関及び地域連携ネットワークの支援体制整備の検討
令和 2 年 度	5月18日	第1回秦野市相談支援包括推進会議	計画の骨子、体系、スケジュールの検討
	6月30日	第1回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	計画の骨子、体系、概要の検討
	7月9日	第1回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	計画の骨子、体系、概要の検討
	7月31日	第2回秦野市相談支援包括推進会議	計画の素案の検討
	8月24日	第1回秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会	計画の骨子及び素案の検討
	8月24日	第2回秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ	計画の素案の検討
	10月15日	第1回秦野市社会福祉審議会	計画の素案の検討
	10月16日	第3回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	計画の素案の検討
	10月26日	第3回秦野市相談支援包括推進会議(書面開催)	計画の素案の検討
	11月4日	第2回秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会	計画の素案の検討
12月16日 ～1月15日	パブリック・コメント		
2～3月	第2回秦野市社会福祉審議会	パブリック・コメントの結果報告、計画案の諮問・答申	

2 計画策定の体制

(1) 秦野市社会福祉審議会

役 職	職名・団体名	分 野
会 長	秦野市社会福祉協議会 会長	福祉全般
副会長	秦野伊勢原医師会 会長	健康・医療
	神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター 保健福祉課長	健康・医療
	秦野市介護保険事業者連絡協議会 会長	高齢
	秦野市民生委員児童委員協議会 会長	福祉全般
	秦野市障害者支援委員会 副会長	障害
	秦野市私立保育園園長会	児童
	社会福祉法人かながわ共同会	障害
	東海大学健康学部健康マネジメント学科 准教授	福祉全般
	神奈川県平塚児童相談所 所長	児童
	秦野市ボランティア連絡会 会長	ボランティア団体
	はだの市民活動団体連絡協議会 会長	ボランティア団体
	秦野市母子寡婦福祉会 会長	母子・女性団体
	秦野市人権擁護委員会 会長	権利擁護
	秦野市自治会連合会 副会長	地域団体
	NPO法人CLCA子どもと生活文化協会 顧問	生活困窮

(2) 秦野市相談支援包括推進会議

構 成 課	
総務部	債権回収課
くらし安心部	市民相談人権課
福祉部	地域共生推進課、生活援護課、高齢介護課、障害福祉課、 国保年金課
こども健康部	子育て総務課、こども家庭支援課
環境産業部	産業振興課
教育部	学校教育課、教育指導課

(3) 秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会

区 分	職名・団体名
高齢	秦野市鶴巻地域高齢者支援センター
	秦野市介護支援専門員協会 会長
障害	秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」 常務理事
子育て	スマイルママ 代表
	特定非営利活動法人子育ての輪 L e i 理事
地域福祉	はだの地域総合相談センター「きゃっち。」
	おおねふれあい館
	秦野市更生保護女性会
オブザーバー	神奈川県社会福祉協議会 地域福祉推進部長
	秦野市社会福祉協議会 会長

事務局：秦野市社会福祉協議会

(4) 秦野市成年後見ネットワーク連絡会

職名・団体名
公益社団法人成年後見センターリーガルサポート神奈川県支部 副支部長
公益社団法人神奈川県社会福祉士会ぱあとなあ神奈川 副委員長
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部 地区幹事
特定非営利活動法人総合福祉サポートセンターはだの 主任
秦野市地域生活支援センター“ぱれっと・はだの” 支援強化担当課長
秦野市障害者権利擁護センターライツはだの マネージャー
秦野市地域高齢者支援センター (7か所)
秦野市福祉部 (高齢介護課、障害福祉課、生活援護課、地域共生推進課)
秦野市社会福祉協議会 (秦野あんしんセンター)

事務局：はだの地域総合相談センター「きゃっち。」(秦野市社会福祉協議会)

(5) 秦野市成年後見制度利用促進基本計画ワーキンググループ

職名・団体名
公益社団法人成年後見センターリーガルサポート神奈川県支部 副支部長
公益社団法人神奈川県社会福祉士会ぱあとなあ神奈川 副委員長
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部 地区幹事
特定非営利活動法人総合福祉サポートセンターはだの 主任
秦野市地域生活支援センター“ぱれっと・はだの” 支援強化担当課長
秦野市渋沢地域高齢者支援センター
秦野市介護支援専門員協会会長
秦野市福祉部（高齢介護課、障害福祉課、生活援護課、地域共生推進課）

事務局：はだの地域総合相談センター「きゃっち。」（秦野市社会福祉協議会）

3 秦野市社会福祉審議会諮問・答申

第4期秦野市地域福祉計画

令和3年（2021年）3月発行

編集発行 秦野市福祉部地域共生推進課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-82-7392（直通）